

経済産業省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定、平成17年12月16日改定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成18年度事後評価書」（平成19年2月28日付け平成19・02・20商第2号による送付分から平成19年3月16日付け平成19・02・21中第1号までによる送付分）における実績評価方式による8件の政策評価及び政策を構成する個々の事務事業等についての77件（注1）の評価・検証
- イ 「平成20年度予算概算要求等に係る事前評価書等及び評価結果の政策への反映状況について」（平成19年8月31日付け平成19・08・31広第2号による送付分）における事業評価方式による62件（注2）の政策評価（事前）

（注1）送付を受けた88件のうち、規制に関するもの11件（別途整理する予定）を除いた77件の政策評価。

（注2）送付を受けた83件の政策評価のうち、研究開発を対象とした政策評価14件及び個々の公共事業を対象とした政策評価7件を除いた62件の政策評価。また、研究開発を対象とした政策評価及び個々の公共事業を対象とした政策評価については、別途整理する予定である。

2 実績評価方式による政策評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

(2) 審査の結果

「平成 18 年度事後評価書」における実績評価方式による 8 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表(実績評価関係)

| 政策番号 | 政策・施策 | 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無 | | | | | | | | | | | |
|------|---|-------------------------------------|--|-----|------|------------------------------------|-----|---------------|---|------------------------------|----|-------------------|---|
| | | 達成すべき目標 (「達成目標」) | 目標分類 | 指標数 | 測定指標 | 指標分類 | 目標値 | 指標の目標値等の設定の有無 | | | | | |
| 1 | 【政策】 経済産業政策 ＜施策＞ 産業人材 | ○ | 我が国経済・産業の競争力を維持・向上させるため、それを担う産業人材の育成・円滑な供給を目的として、主に「産業競争力を支える『高度人材』の育成」と「将来を担う若年者の就職促進」の観点から環境整備に取り組む。 | C | / | | | | | | | | |
| | | ○ | 達成目標1 ○産業競争力を支える「高度人材」の育成 ものづくり・サービス・IT分野等、先端的な産業分野を中心として、高度専門人材の育成を強化する。そのため、従来から行ってきた、産学連携による実践教育の更なる導入促進及びその定着を目指す。また、企業等の教育訓練費の減少傾向を増加に転じさせる。 | | | | | | 4 | 企業における教育訓練費 | CM | 増加 | △ |
| | | | | | | | | | | 大学教育機関における製造中核関連プログラムの設立数 | P | 150カ所 200プログラム | ○ |
| | | | | | | | | | | 実践的なIT教育を行う大学(学部、研究室)の数及び学生数 | P | — | — |
| | | ○ | 達成目標2 ○将来を担う若年者の就職促進 若者のキャリア形成意欲の向上及び就業活動支援を行うことにより、我が国将来を担う若者の意欲・職業能力の向上を図る。また、これまで各地域で行われてきた取組が、今後それぞれの地域において自立的・継続的なものとなるよう取組を強化する。 | | 4 | ジョブカフェモデル地域における実績 | | | | | | | |
| | | | | | | 利用者数 | P | 93万人 | ○ | | | | |
| | | | | | | 新規登録者数 | P | 14.8万人 | ○ | | | | |
| | | | | | | 就職決定者数 | CM | 6.6万人 | ○ | | | | |
| | | | | | | キャリア教育プロジェクトの実績(キャリア教育を実践した児童・生徒数) | CM | 3万人 | ○ | | | | |
| 2 | 【政策】 経済産業政策 ＜施策＞ 消費者行政(製品・取引)の推進 | — | 消費者が、安全な製品を利用できる環境や、商品・サービスを安心して取引できる市場環境を整備することにより、消費者の生命・財産を保護するとともに、国民経済の健全な発展を達成する。 | C | / | | | | | | | | |
| | | — | 達成目標1 製品の安全性に関する国内の状況及び国際的な安全基準等への対応を視野に入れつつ、製品の安全性に関する制度を整備し、違反があった場合には行政処分も含めた厳正な対処を行い、消費者の安全を確保する。 | | | | | | 3 | 製品安全4法に関する | | | |
| | | | | | | | | | | 事故件数 | CM | — | — |
| | | | | | | 立入検査件数 | P | — | — | | | | |
| | | | | | | 違反措置件数 | P | — | — | | | | |

| 政策番号 | 政策・施策 | 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無 | | | | | | | |
|------|---|-------------------------------------|---|-----|------|--|--------------------------------|--|----------------------------|
| | | 達成すべき目標 （「達成目標」） | 目標分類 | 指標数 | 測定指標 | 指標分類 | 目標値 | 指標の目標値等の設定の有無 | |
| | | － | 達成目標2 | | 6 | 特定商取引に関する 相談件数 行政処分件数 割賦販売に関する 相談件数 立入検査件数 商品取引に関する 相談件数 立入検査件数 | P P P P P P | － － － － － － | － － － － － － |
| 3 | 【政策】 中小企業・地域経済産業政策 <施策> 経営革新・創業促進 | ○ | 中小企業者が行う、新商品・新サービスの開発又は新たな生産方式、販売方式の導入などの取組を支援することにより、中小企業の経営革新・創業を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を図る。 | C | | | | | |
| | | ○ | 達成目標 ○中小企業の質の高い経営革新・創業の取組を全国に広げる。 ○我が国製造業の強みの源泉である、鋳造、プレス加工、めっきなどのモノ作り基盤技術について、現在以上の技術力を有する企業を輩出する。 ○小規模企業の自助努力による経営革新・創業の取組を促進する。 | | 6 | 平成20年度までに 経営革新計画承認件数 経営革新計画終了後に年3%以上の付加価値額等の伸びを達成した企業の割合 新連携における国の認定件数（累計） 新連携の各認定案件の事業終了時点での事業化・市場化の達成度 小規模製造事業の一事業所当たりの出荷額の伸び率 中小製造業の一事業所当たりの出荷額の伸び率 | P CM P CM CM CM | 年間4,000件以上 50%以上 520件 80% 中小製造業の一事業所当たりの出荷額の伸び率と同程度以上の水準にすること － | ○ ○ ○ ○ △ － |

| 政策番号 | 政策・施策 | 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無 | | | | | | |
|------|---|-------------------------------------|--|-----|------|--|-----|---------------|
| | | 達成すべき目標 (「達成目標」) | 目標分類 | 指標数 | 測定指標 | 指標分類 | 目標値 | 指標の目標値等の設定の有無 |
| 4 | 【政策】 エネルギー・環境政策 〈施策〉 鉱物資源の安定供給確保 | ○ | ○非鉄金属の探鉱・開発の促進 本邦企業による非鉄金属の探鉱・開発を促進し、中長期的かつ持続的に鉱物資源の供給源の拡大と多様化を図ることにより、鉱物資源の安定供給を確保する。 ○レアメタルの安定供給確保 レアメタルの鉱種ごとに供給安定性を勘案した適正な備蓄水準を維持し、短期的な供給障害にも耐え得る体制を整備することにより、レアメタルの安定的な供給の確保及び備蓄制度の効率的な運用を図る。 | C | | | | |
| | | — | 達成目標1 ○非鉄金属の探鉱・開発の促進 我が国の資源供給構造の脆弱性、鉱物資源の減耗性・偏在性及び探鉱開発におけるリスク等に鑑み、本邦企業が行う鉱物資源の探鉱開発事業、廃棄物からの再資源化事業等を支援することにより、中長期的かつ持続的に供給源の拡大と多様化を図る。 | | 8 | 国内の地質構造調査 調査対象地域数 P — — 調査対象面積(k㎡) P — — ボーリング本数(本) P — — ボーリング延長(m) P — — 海外の地質構造調査 調査対象地域数 P — — 調査対象面積(k㎡) P — — ボーリング本数(本) P — — ボーリング延長(m) P — — | | |

| 政策番号 | 政策・施策 | 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無 | | | | | | | |
|------|--|-------------------------------------|--|-----|------|--|---------------------|---------------------------|------------------|
| | | 達成すべき目標 （「達成目標」） | 目標分類 | 指標数 | 測定指標 | 指標分類 | 目標値 | 指標の目標値等の設定の有無 | |
| | | ○ | 達成目標2 ○レアメタルの安定供給確保 我が国の資源供給構造の脆弱性、供給途絶が生じた場合の影響度等を評価し、我が国産業への重要度や供給不安定性が高いレアメタルについて、その国内消費量の60日分を官民で備蓄することにより、短期的な供給障害が発生した場合の悪影響の防止・緩和を図る。 なお、相対的に供給安定性の高いニッケル、クロム、マンガン、モリブデンの4鉱種については、より効率的な制度の運用を図る観点から、備蓄量の低減を図ることとし、当面、国内消費量の30日分を官民で備蓄することとする。 | | 4 | レアメタル備蓄 総備蓄量 うち国家備蓄量 うち民間備蓄量 国家備蓄の放出回数 | P P P P | 60日分 42日分 18日分 — | ○ ○ ○ — |
| 5 | 【政策】 産業関連施設の整備政策 〈施策〉 民間能力の活用による産業インフラの整備 | — | 経済社会基盤の充実に資する研究開発や企業化を行うためのインキュベータ施設や情報化関連施設など(特定施設)の整備を民間事業者の能力を活用して促進する「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」に基づき、新たな産業インフラを整備することにより、内需拡大を通じた地域経済の活性化、国民経済の発展等を図る。 | C | | | | | |
| | | — | 達成目標 特定施設の整備を促進し、地域における産業構造を高度化し、新規産業の創出、雇用機会の拡大を図る。 | | 4 | 認定事業件数 施設活用状況 総投資規模(民間投資含む) 地域への波及効果 | P CM CM CM | — — — — | — — — — |

| 政策番号 | 政策・施策 | 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無 | | | | | | | |
|------|---|-------------------------------------|---|-----------|-----------------------|--------------|-----|---------------|---|
| | | 達成すべき目標 （「達成目標」） | 目標分類 | 指標数 | 測定指標 | 指標分類 | 目標値 | 指標の目標値等の設定の有無 | |
| 8 | 【政策】 中小企業・地域経済産業政策 <施策> まちづくりの推進 (旧：中心市街地活性化事業の推進) | △ | 市町村において、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することにより、中心市街地に人を集め、にぎわいを生み出すとともに、地域コミュニティの場(人が住み、育ち、学び、働き、集い、交流する場)としての中心市街地を再生する。 | C | | | | | |
| | | △ | 達成目標1 中心市街地の活性化を推進する市町村数の増加(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づく基本計画の提出数の増加) | | 1 | 基本計画作成数 | P | 増加 | △ |
| | | - | 達成目標2 基本計画に基づく商業関連の各種事業の実施 | | 3 | TMO構想認定数 | P | - | - |
| | | | | | | TMO計画認定数 | P | - | - |
| | | | | | | 特定事業計画認定数 | P | - | - |
| - | 達成目標3 各種事業の一体的推進と連携・集中実施により、中心市街地全体がにぎわいを取り戻すこと | | 4 | 人口 | CM | - | - | | |
| | | | | 事業所数 | CM | - | - | | |
| | | | | 年間小売商品販売額 | CM | - | - | | |
| | | | | 歩行者通行量 | CM | - | - | | |
| 合計 | 8政策 | ○=4 △=1 ○=5 △=1 | C=8 | 59 | CM=22 CI=3 P=34 | ○=14 △=12 | | | |

(注)1 経済産業省の「平成18年度事後評価書」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(実績評価関係)の記載事項」を参照

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

| 欄 名 | 記 載 事 項 |
|--|--|
| 「政策番号」欄 | 評価書の記載順に従って番号を記入した。 |
| 「政策・施策」欄 | 評価対象とされた政策及び施策の名称を記入した。 |
| 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄 | <p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>目標に関し達成すべき水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは、「△」を記入した。</p> <p>上記のいずれにも該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」、少なくとも一つの指標について、達成しようとする水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは「△」を記入した。</p> |
| 「達成すべき目標（「達成目標」）欄 | 評価書の施策目標・指標欄に記載されている達成目標を記入した。 |
| 「目標分類」欄 | <p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。</p> <p>なお、「C」（=out<u>C</u>ome）はアウトカム、「P」（=out<u>P</u>ut）はアウトプットをそれぞれ示す。</p> |
| 「測定指標」及び「指標数」欄 | <p>「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。</p> <p>なお、必ずしも評価書において測定指標である旨が明記されていないため、当省で整理し、経済産業省に確認の上、記入した。</p> |
| 「指標分類」欄 | <p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」、「CI」、「P」の別を記入した。ただし、当省が示した分類と経済産業省の分類に違いがある場合には、その両方を記載し、当省の分類結果を（ ）内に示した。</p> <p>なお、「CM」（=out<u>C</u>ome <u>M</u>easurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（=out<u>C</u>ome <u>I</u>mmasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=out<u>P</u>ut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。</p> |
| 「目標値」欄 | 「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。 |
| 「指標の目標値等の設定の有無」欄 | 各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。 |

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

| ○アウトカム指標 | |
|---|---|
| 行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響 | (例) <ul style="list-style-type: none"> ○行政サービスに対する満足度 ○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率 ○開発途上国における教育水準（識字率、就学率） ○農産物の生産量 ○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移 ○育児休業取得率 ○就職件数、就職率 |
| ○アウトプット指標 | |
| アウトカム指標以外のもの | |
| ① 行政の活動そのもの | (例) <ul style="list-style-type: none"> ○事業の実施件数、 ○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定 ○検査件数、 ○行政処分の実施件数 |
| ② 行政活動により提供されたモノやサービスの量 | (例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の開催回数 ○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数 |
| ③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果 | (例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の参加者数 ○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、 高等教育機関における社会人の数 ○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、 ○インターンシップ参加者数 |
| ④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの | (例) <ul style="list-style-type: none"> ○機構・定員等の審査結果 ○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数 ○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合 |
| ⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの | (例) <ul style="list-style-type: none"> ○各種研究開発の特許取得件数 ○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数 |

3 実績評価方式による政策評価の対象とされた政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

(政策効果の把握について)

実績評価方式による政策評価は、目標の達成度合いについて評価することが基本であり、目標を達成するために実施する具体的な事務事業等が当然に評価・検証の対象とされるわけではないが、実績評価方式による政策評価において、それらについての評価・検証が行われている場合には、その評価・検証がどのような質の情報を提供するものであるかが重要となる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 個々の事務事業等の有効性、効率性等について評価・検証が行われている場合に、それがどのような質の評価情報であり、どのような評価結果に結び付いているのか。
- ② 個々の事務事業等に係る予算要求や機構定員要求への具体的な反映方針が示されている場合には、評価結果としてどのような情報が提供されており、それがどのような質の評価情報であるのか。

(2) 審査の結果

「平成 18 年度事後評価書」における政策を構成する個々の事務事業等についての 62 件の評価・検証についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証が行われている場合の審査結果

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとした効果の明確性 | 把握された効果の明確性 | 得ようとした効果と把握された効果の関連性 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|---|----------------------|--------|---------------------|--|---------------------|------------------------------|--|--------------|-------------------|-------------|---------------|--------------------------------|-------------------|-----------------------------|-------|---|--|
| 1 | <p>【政策】経済産業政策 <施策> 産業人材</p> <p>(1)産学連携製造中核人材育成事業(産学連携人材育成事業委託費)(委託)</p> | <p>○・産学コンソーシアムを活用し、新たな人材育成システムを構築する。</p> <p>(当初目標値 平成21年度)</p> <p>・大学等教育機関における教育提供拠点数：約150カ所</p> <p>・開発プログラム数：約200プログラム</p> <p>・開発プログラムの定着(自立化)率：70%</p> <p>・人材輩出数(直接効果)：4,000人/年</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学等教育機関における教育提供拠点数</td> <td>2カ所</td> </tr> <tr> <td>開発プログラム数</td> <td>3プログラム</td> </tr> <tr> <td>開発プログラムの定着(自立化)率</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>人材輩出数(直接効果)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> | (指標) | 平成17年度 | 大学等教育機関における教育提供拠点数 | 2カ所 | 開発プログラム数 | 3プログラム | 開発プログラムの定着(自立化)率 | - | 人材輩出数(直接効果) | - | ○ | | | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大学等教育機関における教育提供拠点数 | 2カ所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開発プログラム数 | 3プログラム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開発プログラムの定着(自立化)率 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人材輩出数(直接効果) | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>(2)産学協同実践的IT教育促進事業費(委託)</p> | <p>△産業界が望むスキル要件を満たしたIT人材の供給基盤を確立する。</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度(予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本事業予算による実践的なIT教育を行う大学(学部、研究室)等の数及び受講学生数(a)</td> <td>14大学等 362人</td> <td>17大学等 (学生)495人 (教員)33人</td> </tr> <tr> <td>予算措置修了後でも実践的なIT教育が自立的に継続されている大学(学部、研究室)等の数及び学生数(b)</td> <td>5大学等 476人</td> <td>18大学等 (学生)606人</td> </tr> <tr> <td>上記合計(a)+(b)</td> <td>19大学等 838人</td> <td>35大学等 (学生)1,101人 (教員)33人</td> </tr> <tr> <td>受講者の満足度(予算措置事業のみ)</td> <td>◎46% ○40% △13% ×0%</td> <td>事業実施中</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎…大いに役立つ ○…ある程度役立つ △…どちらとも言えない ×…これまでの授業の方が役立つ</p> | (指標) | 平成17年度 | 平成18年度(予定) | 本事業予算による実践的なIT教育を行う大学(学部、研究室)等の数及び受講学生数(a) | 14大学等 362人 | 17大学等 (学生)495人 (教員)33人 | 予算措置修了後でも実践的なIT教育が自立的に継続されている大学(学部、研究室)等の数及び学生数(b) | 5大学等 476人 | 18大学等 (学生)606人 | 上記合計(a)+(b) | 19大学等 838人 | 35大学等 (学生)1,101人 (教員)33人 | 受講者の満足度(予算措置事業のみ) | ◎46% ○40% △13% ×0% | 事業実施中 | ○ | |
| (指標) | 平成17年度 | 平成18年度(予定) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本事業予算による実践的なIT教育を行う大学(学部、研究室)等の数及び受講学生数(a) | 14大学等 362人 | 17大学等 (学生)495人 (教員)33人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 予算措置修了後でも実践的なIT教育が自立的に継続されている大学(学部、研究室)等の数及び学生数(b) | 5大学等 476人 | 18大学等 (学生)606人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記合計(a)+(b) | 19大学等 838人 | 35大学等 (学生)1,101人 (教員)33人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受講者の満足度(予算措置事業のみ) | ◎46% ○40% △13% ×0% | 事業実施中 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>(3)技術経営人材育成プログラム導入促進事業(高度専門人材育成事業)(委託)</p> | <p>○技術経営人材育成の教育研究基盤の強化を図り、技術経営人材1万人体制の構築を目指すことにより、産業競争力の持続的な向上に資する環境を確保する。</p> <p>(当初目標値 平成19年度)年間1万人輩出</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MOT人材の輩出(学位有り)(人/年)</td> <td>1,670</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">MOT人材の輩出(学位無し)(人/年)</td> <td>(企業外)</td> <td>2,440</td> </tr> <tr> <td>(企業内)</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>合計(人/年)</td> <td>10,410</td> </tr> </tbody> </table> | (指標) | 平成17年度 | MOT人材の輩出(学位有り)(人/年) | 1,670 | MOT人材の輩出(学位無し)(人/年) | (企業外) | 2,440 | (企業内) | 6,300 | 合計(人/年) | 10,410 | ○ | | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| MOT人材の輩出(学位有り)(人/年) | 1,670 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| MOT人材の輩出(学位無し)(人/年) | (企業外) | 2,440 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (企業内) | 6,300 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計(人/年) | 10,410 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとした効果の明確性 | 把握された効果の明確性 | 得ようとした効果と把握された効果の関連性 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|----------------------|--------|--|---------|---|---------|------------|---------|---------------|---------|-------------|------|---------|--------|---|--|
| | (4)地域産業活性化人材育成事業(若年者のためのワンストップサービスセンターの整備)(委託) | ○ ・当面3年間で、若年地域産業人材を育成するとの観点から、地域産業のニーズを踏まえて、若年者の就業を促進する。 (当初目標値 平成18年度) ・利用者数：93万人 ・新規登録者数：14.8万人 ・就職決定者数：6.6万人 | ○ <table border="1" data-bbox="699 309 1098 577"> <tr><td>(指標)</td><td>平成17年度</td></tr> <tr><td>利用者数</td><td>約99.3万人</td></tr> <tr><td>新規登録者数</td><td>約13.5万人</td></tr> <tr><td>就職決定者数</td><td>約 6.1万人</td></tr> <tr><td>フリーター数</td><td>約201万人</td></tr> <tr><td>若年者完全失業率(※)</td><td>6.3%</td></tr> </table> ※若年者完全失業率は、全国における15～34歳の失業率の年度平均。 | (指標) | 平成17年度 | 利用者数 | 約99.3万人 | 新規登録者数 | 約13.5万人 | 就職決定者数 | 約 6.1万人 | フリーター数 | 約201万人 | 若年者完全失業率(※) | 6.3% | ○ | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用者数 | 約99.3万人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新規登録者数 | 約13.5万人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 就職決定者数 | 約 6.1万人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フリーター数 | 約201万人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 若年者完全失業率(※) | 6.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (5)地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト(産業競争力強化人材育成事業)(委託) | ○ ・平成17～19年度までの3年間で、民間主導のキャリア教育を実践した児童・生徒を3万人育成する。 (当初目標値 平成19年度) ・児童・生徒数：3万人 | ○ <table border="1" data-bbox="699 674 1235 1099"> <tr><td>(指標)</td><td>平成17年度</td></tr> <tr><td>利用者満足度評価(%) ※職業観の醸成・やりがいがあった、と回答した生徒の割合</td><td>86</td></tr> <tr><td>第三者評価(%) ※生徒達の働く意欲や意義の喚起となった、と回答した関係者の割合</td><td>86.7</td></tr> <tr><td>実施主体の活動量指標</td><td></td></tr> <tr><td>・実施校数(校)</td><td>201</td></tr> <tr><td>・学級数(クラス)</td><td>939</td></tr> <tr><td>・生徒数(人)</td><td>29,608</td></tr> </table> | (指標) | 平成17年度 | 利用者満足度評価(%) ※職業観の醸成・やりがいがあった、と回答した生徒の割合 | 86 | 第三者評価(%) ※生徒達の働く意欲や意義の喚起となった、と回答した関係者の割合 | 86.7 | 実施主体の活動量指標 | | ・実施校数(校) | 201 | ・学級数(クラス) | 939 | ・生徒数(人) | 29,608 | ○ | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用者満足度評価(%) ※職業観の醸成・やりがいがあった、と回答した生徒の割合 | 86 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三者評価(%) ※生徒達の働く意欲や意義の喚起となった、と回答した関係者の割合 | 86.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施主体の活動量指標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・実施校数(校) | 201 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・学級数(クラス) | 939 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・生徒数(人) | 29,608 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (6)人材投資促進税制(税制) | △ 企業等の教育訓練費の減少傾向を増加に転じさせる | ○ ・企業へのアンケート調査によると、本税制を利用する企業では、平均で減税額の最大1.31倍に相当する額を教育訓練(Off-JT)費として投資する可能性があるとの回答が得られている。(三菱UFJリサーチ&コンサルティング「人材投資促進税制の利用状況に関するアンケート調査」(2006)による) | / | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 【政策】経済産業政策 〈施策〉消費者行政(製品・取引)の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1)製品安全性確保向上対策(委託) | ○ 裁判外紛争処理制度利用者の満足度を向上させる。 (目標値：60%以上) | ○ <table border="1" data-bbox="699 1406 1235 1675"> <tr><td>(指標)</td><td>平成17年度</td></tr> <tr><td>試買テスト実施機種数のうち技術基準不適合件数の割合</td><td>調査中</td></tr> <tr><td>裁判外紛争処理制度利用者の満足度</td><td>57%</td></tr> <tr><td>試買テスト品目数</td><td>305</td></tr> <tr><td>立入検査件数(品目/機種)</td><td>224/505</td></tr> </table> | (指標) | 平成17年度 | 試買テスト実施機種数のうち技術基準不適合件数の割合 | 調査中 | 裁判外紛争処理制度利用者の満足度 | 57% | 試買テスト品目数 | 305 | 立入検査件数(品目/機種) | 224/505 | ○ | | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 試買テスト実施機種数のうち技術基準不適合件数の割合 | 調査中 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 裁判外紛争処理制度利用者の満足度 | 57% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 試買テスト品目数 | 305 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立入検査件数(品目/機種) | 224/505 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2)特定商取引法の執行による適正化(委託) | △ ①特定商取引法第60条に基づく主務大臣への申出制度(消費者等が行政措置の発動を促すための制度)の一層の活用を図る。 ②法執行の強化、迅速化を図る。 | ○ <table border="1" data-bbox="699 1720 1235 1809"> <tr><td>(指標)</td><td>平成17年度</td></tr> <tr><td>国・都道府県の行政処分件数(件)</td><td>80</td></tr> </table> | (指標) | 平成17年度 | 国・都道府県の行政処分件数(件) | 80 | / | | | | | | | | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国・都道府県の行政処分件数(件) | 80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとした効果の明確性 | 把握された効果の明確性 | 得ようとした効果と把握された効果の関連性 | 備考 | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|---|---|----------------------|--------|--------------------|---------------|-------------------------------|--------|-----------|--------|--------------------|--------|---|--|
| | (3)消費者トラブルモニタリング事業(委託) | △①悪質商法や電子商取引市場の変化に対応した法制度の整備を図る。 ②消費生活相談員等による民事ルールを活用したトラブル解決の促進を図る。 | ○ <table border="1"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>特定商取引に関する相談件数(万件)</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>特定商取引法違反に対する処分件数(件)</td> <td>80</td> </tr> </table> | (指標) | 平成17年度 | 特定商取引に関する相談件数(万件) | 83 | 特定商取引法違反に対する処分件数(件) | 80 | / | | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定商取引に関する相談件数(万件) | 83 | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定商取引法違反に対する処分件数(件) | 80 | | | | | | | | | | | | | | |
| | (4)電子商取引モニタリング事業(委託) | △健全で安心して利用することができる電子商取引市場(B to C)を整備し、消費者トラブルの防止を図る。 | ○ <table border="1"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>違法インターネット通販サイト警告件数</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>違法インターネット通販サイトのプロバイダーへの通報件数</td> <td>1,772</td> </tr> <tr> <td>迷惑メール警告件数</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>迷惑メールのプロバイダーへの通報件数</td> <td>27,585</td> </tr> </table> | (指標) | 平成17年度 | 違法インターネット通販サイト警告件数 | - | 違法インターネット通販サイトのプロバイダーへの通報件数 | 1,772 | 迷惑メール警告件数 | - | 迷惑メールのプロバイダーへの通報件数 | 27,585 | / | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 違法インターネット通販サイト警告件数 | - | | | | | | | | | | | | | | |
| 違法インターネット通販サイトのプロバイダーへの通報件数 | 1,772 | | | | | | | | | | | | | | |
| 迷惑メール警告件数 | - | | | | | | | | | | | | | | |
| 迷惑メールのプロバイダーへの通報件数 | 27,585 | | | | | | | | | | | | | | |
| | (5)消費者向け情報提供等の推進(委託) | △トラブルに遭いやすい若年層や高齢者層を主な対象に、消費者トラブル回避に資する情報を提供し、自衛の知識を身につけさせることにより、消費者トラブルの未然防止を推進する。 | ○ <table border="1"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>特定商取引に関する相談件数(万件)</td> <td>83</td> </tr> </table> | (指標) | 平成17年度 | 特定商取引に関する相談件数(万件) | 83 | / | | | | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定商取引に関する相談件数(万件) | 83 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 【政策】中小企業・地域経済産業政策 <施策> 経営革新・創業促進 | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1)新連携対策補助金(補助) | ○①平成20年度までに、中小企業事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画(新連携計画)の国の認定件数520件(累計) ②新連携の各認定案件の事業終了時点での事業化・市場化の達成度80% | ○ <table border="1"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>新連携における国の認定件数</td> <td>163件</td> </tr> <tr> <td>新連携の各認定案件の事業終了時点での事業化・市場化の達成度</td> <td>-</td> </tr> </table> | (指標) | 平成17年度 | 新連携における国の認定件数 | 163件 | 新連携の各認定案件の事業終了時点での事業化・市場化の達成度 | - | ○ | | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 新連携における国の認定件数 | 163件 | | | | | | | | | | | | | | |
| 新連携の各認定案件の事業終了時点での事業化・市場化の達成度 | - | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2)地域中小企業支援機関機能強化推進事業費(委託) | ○「中小企業新事業活動促進法」の創業及び経営革新計画の承認企業を多数輩出する。 (当初目標値 平成21年度) 創業の支援件数：5,000件 経営革新計画の承認支援：4,000件 | ○ <table border="1"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>創業の支援件数</td> <td>962件</td> </tr> <tr> <td>経営革新計画の承認支援</td> <td>680件</td> </tr> </table> | (指標) | 平成17年度 | 創業の支援件数 | 962件 | 経営革新計画の承認支援 | 680件 | ○ | | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 創業の支援件数 | 962件 | | | | | | | | | | | | | | |
| 経営革新計画の承認支援 | 680件 | | | | | | | | | | | | | | |
| | (3)企業等OB人材活用推進事業(委託) | ○平成17年度末までにOB人材登録10,000人、マッチング件数3,000件 | ○ <table border="1"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> <td>合計(平成15～17年度)</td> </tr> <tr> <td>OB人材年度末時点登録人数</td> <td>1,751人</td> <td>4,633人</td> </tr> <tr> <td>マッチング成立件数</td> <td>1,033件</td> <td>1,830件</td> </tr> </table> | (指標) | 平成17年度 | 合計(平成15～17年度) | OB人材年度末時点登録人数 | 1,751人 | 4,633人 | マッチング成立件数 | 1,033件 | 1,830件 | ○ | | |
| (指標) | 平成17年度 | 合計(平成15～17年度) | | | | | | | | | | | | | |
| OB人材年度末時点登録人数 | 1,751人 | 4,633人 | | | | | | | | | | | | | |
| マッチング成立件数 | 1,033件 | 1,830件 | | | | | | | | | | | | | |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとした効果の明確性 | 把握された効果の明確性 | 得ようとした効果と把握された効果の関連性 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|---|--|----------------------|--------|-----------------------------|-------|------------|-------|----------|----|--------------|----|----------|-----|----------|---|----------|---|---------|---|---|--|
| | (4) 経営革新等対策調査委託費(委託) | ○ 経営革新計画終了後に年率3%以上の付加価値額の伸びを達成した企業の割合50%以上 | ○ <table border="1"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>年間3%以上の付加価値額の伸び率を達成した企業の割合</td> <td>57.3%</td> </tr> </table> | (指標) | 平成17年度 | 年間3%以上の付加価値額の伸び率を達成した企業の割合 | 57.3% | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年間3%以上の付加価値額の伸び率を達成した企業の割合 | 57.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (5) 人材活用等推進事業委託費 中小企業再生支援協議会事業(委託) | △ 過剰債務等により経営状況が悪化している中小企業について、その財務や事業の見直しなどにより再生を図る。 | ○ <table border="1"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>相談企業数</td> <td>2,798</td> </tr> <tr> <td>再生計画策定完了件数</td> <td>438</td> </tr> </table> | (指標) | 平成17年度 | 相談企業数 | 2,798 | 再生計画策定完了件数 | 438 | | | | | | | | | | | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 相談企業数 | 2,798 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再生計画策定完了件数 | 438 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (6) 全国商工会連合会補助金(補助) | △ ・できるだけ多くの小規模企業が売り上げや従業員数等の拡大を実現する。 ・新規開業の促進・地域雇用機会の創出等を図る。 | ○ <table border="1"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>商工会・商工会議所指導件数</td> <td>498万件</td> </tr> </table> | (指標) | 平成17年度 | 商工会・商工会議所指導件数 | 498万件 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商工会・商工会議所指導件数 | 498万件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (7) 日本商工会議所補助金(補助) | △ ・できるだけ多くの小規模企業が売り上げや従業員数等の拡大を実現する。 ・新規開業の促進・地域雇用機会の創出等を図る。 | ○ <table border="1"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>商工会・商工会議所指導件数</td> <td>498万件</td> </tr> </table> | (指標) | 平成17年度 | 商工会・商工会議所指導件数 | 498万件 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商工会・商工会議所指導件数 | 498万件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (8) 小企業等経営改善資金融資事業(補給金) (9) 小企業等経営改善資金融資制度(政策金融) | △ 小規模企業への経営指導による経営改善及び確実な融資。 | △ 平成17年度末における貸付実績は、件数で約27万件、金額で5,300億円超(貸付残高ベース)となっており、担保や信用力に乏しく経営資源の確保が困難な多くの小規模企業者の円滑な資金調達に寄与している。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (10) 中小企業戦略的IT化促進事業(補助) | △ 中小企業の更なるIT活用を推進していく。 | ○ <table border="1"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> <td>合計(平成14~17年度)</td> </tr> <tr> <td>申請件数</td> <td>282</td> <td>1,456</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>62</td> <td>269</td> </tr> <tr> <td>倍率</td> <td>4.5</td> <td>5.4</td> </tr> </table> | (指標) | 平成17年度 | 合計(平成14~17年度) | 申請件数 | 282 | 1,456 | 採択件数 | 62 | 269 | 倍率 | 4.5 | 5.4 | | | | | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | 合計(平成14~17年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請件数 | 282 | 1,456 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 採択件数 | 62 | 269 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 倍率 | 4.5 | 5.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (11) 中小企業・ベンチャー挑戦支援事業(1次)(補助) | ○ 補助事業期間終了後2年後の採択企業の研究開発成果の事業化率50% | ○ <table border="1"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>補助事業終了後2年後の採択企業の研究開発成果の事業化率</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>論文数</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>論文の被引用度数</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>特許等件数(出願を含む)</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>特許権の実施件数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ライセンス供与数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>取得ライセンス料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>国際標準へ寄与</td> <td>2</td> </tr> </table> | (指標) | 平成17年度 | 補助事業終了後2年後の採択企業の研究開発成果の事業化率 | — | 論文数 | 32 | 論文の被引用度数 | 18 | 特許等件数(出願を含む) | 97 | 特許権の実施件数 | — | ライセンス供与数 | 1 | 取得ライセンス料 | — | 国際標準へ寄与 | 2 | ○ | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助事業終了後2年後の採択企業の研究開発成果の事業化率 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 論文数 | 32 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 論文の被引用度数 | 18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特許等件数(出願を含む) | 97 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特許権の実施件数 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ライセンス供与数 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取得ライセンス料 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国際標準へ寄与 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとした効果の明確性 | 把握された効果の明確性 | 得ようとした効果と把握された効果の関連性 | 備考 | | | | | | | | |
|-------------------------|--|---|--|----------------------|--------|-------------------------|--|-------------------------|---------------------------|------------------------|-------|---|--|
| | (12) 中小企業知的財産権保護対策事業(補助) | ○ 知的財産権の侵害を受けている中小企業に対し、侵害対策を講じることを促進するとともに、侵害調査申請者の満足度を高める。 (当初目標値 平成17年度) 満足度指標：60% 侵害対策実行指標：20件 | ○ <table border="1" data-bbox="699 309 1233 450"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>満足度指標</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>侵害対策実行指標</td> <td>3件</td> </tr> </table> | (指標) | 平成17年度 | 満足度指標 | 100% | 侵害対策実行指標 | 3件 | △ | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | |
| 満足度指標 | 100% | | | | | | | | | | | | |
| 侵害対策実行指標 | 3件 | | | | | | | | | | | | |
| | (13) 中小企業技術開発支援調査事業(補助) | △ 中小企業の技術の向上及び新技術を利用した事業活動の促進のための政策の立案、実行に必要なデータ、情報等を得る。 | ○ <table border="1" data-bbox="699 595 1233 689"> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>実施調査件数(件)</td> <td>8</td> </tr> </table> | | 平成17年度 | 実施調査件数(件) | 8 | / | | | | | |
| | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | |
| 実施調査件数(件) | 8 | | | | | | | | | | | | |
| | (14) 中小企業連携組織対策推進事業費(補助) | ○ ①中小企業組合に対する指導件数27,500以上(中央会会員組合の80%以上) ②中小企業組合に対して先進事例等の情報提供6種類28,000部以上 | ○ <table border="1" data-bbox="699 768 1233 1070"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>中小企業組合に対する指導件数</td> <td>25,266件 (会員31,745組合の79.6%/達成率99.5%)</td> </tr> <tr> <td>先進事例等の情報提供</td> <td>5種類 8,900部 (31.8%)※</td> </tr> </table> ※平成16年度に2種の情報提供について、それぞれ、情報提供方法の変更(印刷物からweb上での情報提供へ変更)、発行が別組織に移管されたことによる減。 | (指標) | 平成17年度 | 中小企業組合に対する指導件数 | 25,266件 (会員31,745組合の79.6%/達成率99.5%) | 先進事例等の情報提供 | 5種類 8,900部 (31.8%)※ | △ | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | |
| 中小企業組合に対する指導件数 | 25,266件 (会員31,745組合の79.6%/達成率99.5%) | | | | | | | | | | | | |
| 先進事例等の情報提供 | 5種類 8,900部 (31.8%)※ | | | | | | | | | | | | |
| | (15) 中小商業ビジネスモデル連携支援事業(補助) | ○ 消費者ニーズや社会的要請に対応した新たなビジネスモデルを開発させ、当該事例を広く普及させる。 (当初目標値) 事業終了後5年以内の事業化 | ○ <table border="1" data-bbox="699 1227 1233 1451"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>ビジネスモデルが実際の事業化に至った件数</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>付加価値額又は一人あたりの付加価値額の増加率</td> <td>—</td> </tr> </table> | (指標) | 平成17年度 | ビジネスモデルが実際の事業化に至った件数 | 0 | 付加価値額又は一人あたりの付加価値額の増加率 | — | ○ | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | |
| ビジネスモデルが実際の事業化に至った件数 | 0 | | | | | | | | | | | | |
| 付加価値額又は一人あたりの付加価値額の増加率 | — | | | | | | | | | | | | |
| | (16) 全国商店街振興組合連合会補助金(補助) | ○ 各種施策が広く普及し、活用され、商店街の魅力が向上すること。 (当初目標値 平成17年度) 近代化研究会：70% 国際化研究会：70% 情報提供事業：70% | ○ <table border="1" data-bbox="699 1503 1233 1787"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>近代化研究会(報告書等の内容が参考となったか)</td> <td>69.8%</td> </tr> <tr> <td>国際化研究会(報告書等の内容が参考となったか)</td> <td>51.1%</td> </tr> <tr> <td>情報提供事業(情報誌の内容が参考となったか)</td> <td>93.0%</td> </tr> </table> | (指標) | 平成17年度 | 近代化研究会(報告書等の内容が参考となったか) | 69.8% | 国際化研究会(報告書等の内容が参考となったか) | 51.1% | 情報提供事業(情報誌の内容が参考となったか) | 93.0% | △ | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | |
| 近代化研究会(報告書等の内容が参考となったか) | 69.8% | | | | | | | | | | | | |
| 国際化研究会(報告書等の内容が参考となったか) | 51.1% | | | | | | | | | | | | |
| 情報提供事業(情報誌の内容が参考となったか) | 93.0% | | | | | | | | | | | | |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとした効果の明確性 | 把握された効果の明確性 | 得ようとした効果と把握された効果の関連性 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|---|---|----------------------|--------|-------------------|--------------|---------|---------|-------------|-------|--------|--------------|-------|---------|-------------|-------|--------|---------------|-------|-------|--------------|-----|-------|---|--|
| | (17) 新事業活動促進資金(経営革新計画、経営向上関連、新連携関連)(政策金融) | ○ ・経営革新計画終了後に年率3%以上の付加価値額の伸びを達成した企業の割合50%以上。 ・平成20年度までに、新連携における国の認定件数520件(累計)。 ・新連携の各認定案件の事業終了時点での事業化・市場化の達成度80%。 | ○ (経営革新) 平成18年3月末時点で、経営革新計画の承認は22,320件である。これに対して、平成18年3月までに貸付けを行った件数は、17,174件であり、延べ数で見ると、約8割の企業が貸付けを行っていることになる。また、平成17年度終了企業調査において、本融資制度を含む経営革新支援措置を活用し、経営革新の目標である付加価値額を年率3%以上向上させた企業の割合は57.3%という成果を上げている。 (新連携) 平成17年度は83件融資し、いずれも事業が順調に進んでいる。なお、事業計画は3年ないし5年であり、定量的な目標の達成状況は示せないものの、平成17年度の認定案件163件のうち、23件については既に事業化に至っている。 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (18) 設備貸与機関貸付(政策金融) | ○ 経営基盤の強化の促進(制度を利用した企業のうち、付加価値額が5年で10%以上向上した企業の増加)、創業の促進(制度を利用した企業の残存率の向上) | ○ 経営基盤の強化に関する指標として、平成12年度に制度を利用した企業の4年後の付加価値額の向上が平均10%以上、創業に関する指標として、平成12~15年度の創業貸付(貸与)に対する平成16年末現在の企業の残存率は89%との調査結果から、小規模企業者の創業や経営基盤の強化に貢献しているといえる。 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (19) I T活用促進資金(政策金融) | △ 中小企業における I T活用の推進と利活用の推進に必要な基盤整備の整備。 ・貸付規模(平成18年度) 中小公庫 1兆8,000億円 国民公庫 2兆8,000億円 商工中金 1兆8,000億円 | △ <table border="1" data-bbox="699 1016 1235 1563"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>合計(平成12年度~17年度累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小公庫融資実績(億円)</td> <td>1,488.3</td> <td>6,753.2</td> </tr> <tr> <td>中小公庫融資実績(件)</td> <td>3,356</td> <td>14,233</td> </tr> <tr> <td>国民公庫融資実績(億円)</td> <td>540.9</td> <td>2,327.5</td> </tr> <tr> <td>国民公庫融資実績(件)</td> <td>7,944</td> <td>36,536</td> </tr> <tr> <td>商工中金融融資実績(億円)</td> <td>182.7</td> <td>944.3</td> </tr> <tr> <td>商工中金融融資実績(件)</td> <td>369</td> <td>2,719</td> </tr> </tbody> </table> | | 平成17年度 | 合計(平成12年度~17年度累計) | 中小公庫融資実績(億円) | 1,488.3 | 6,753.2 | 中小公庫融資実績(件) | 3,356 | 14,233 | 国民公庫融資実績(億円) | 540.9 | 2,327.5 | 国民公庫融資実績(件) | 7,944 | 36,536 | 商工中金融融資実績(億円) | 182.7 | 944.3 | 商工中金融融資実績(件) | 369 | 2,719 | ○ | |
| | 平成17年度 | 合計(平成12年度~17年度累計) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中小公庫融資実績(億円) | 1,488.3 | 6,753.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中小公庫融資実績(件) | 3,356 | 14,233 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国民公庫融資実績(億円) | 540.9 | 2,327.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国民公庫融資実績(件) | 7,944 | 36,536 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商工中金融融資実績(億円) | 182.7 | 944.3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商工中金融融資実績(件) | 369 | 2,719 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとした効果の明確性 | 把握された効果の明確性 | 得ようとした効果と把握された効果の関連性 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|-------------------------------------|--|---|----------------------|--------|----------------------------|---------------|---------|----------|------------|--------|---------------|---|--------|-------------------|------------|---------|---------|------------|---|---|---|--|
| | (20) 新事業活動促進資金(SBIR制度、旧創造法関連)(政策金融) | △ 特定補助金等及び旧創造法を活用して行った研究開発成果の市場への普及の機会の増大を図る。 | △ (SBIR制度) <table border="1" data-bbox="703 327 1235 528"> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> <td>合計(平成13年度～17年度累計)</td> </tr> <tr> <td>出融資実績額(億円)</td> <td>0</td> <td>0.55</td> </tr> <tr> <td>出融資実績件数(件)</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> </table> (旧創造法関連) <table border="1" data-bbox="703 568 1235 770"> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> <td>合計(平成13年度～17年度累計)</td> </tr> <tr> <td>出融資実績額(億円)</td> <td>0</td> <td>2.75</td> </tr> <tr> <td>出融資実績件数(件)</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> </table> | | 平成17年度 | 合計(平成13年度～17年度累計) | 出融資実績額(億円) | 0 | 0.55 | 出融資実績件数(件) | 0 | 3 | | 平成17年度 | 合計(平成13年度～17年度累計) | 出融資実績額(億円) | 0 | 2.75 | 出融資実績件数(件) | 0 | 5 | / | |
| | 平成17年度 | 合計(平成13年度～17年度累計) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出融資実績額(億円) | 0 | 0.55 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出融資実績件数(件) | 0 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成17年度 | 合計(平成13年度～17年度累計) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出融資実績額(億円) | 0 | 2.75 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出融資実績件数(件) | 0 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (21) 新創業融資制度(政策金融) | △ 創業期の企業を支援することで、我が国全体の新規事業の創出を促進し、経済活動全体の活性化につなげ、雇用の創出を図る。 | △ <table border="1" data-bbox="703 810 1235 1012"> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> <td>合計(平成13～17年度累計)</td> </tr> <tr> <td>出融資実績額(億円)</td> <td>246.5</td> <td>753.7</td> </tr> <tr> <td>出融資実績件数(件)</td> <td>7,535</td> <td>23,466</td> </tr> </table> 平成13年7月の制度開始以来現在(平成18年9月末日)まで貸付件数ベースで27,825件、金額ベースで892.5億円と実績を積み重ねており、17年度実績では、件数・金額ともに対前年度比18%増加するなど、新創業融資制度は創業の促進及び雇用の創出に不可欠なものとなっている。 | | 平成17年度 | 合計(平成13～17年度累計) | 出融資実績額(億円) | 246.5 | 753.7 | 出融資実績件数(件) | 7,535 | 23,466 | / | | | | | | | | | | |
| | 平成17年度 | 合計(平成13～17年度累計) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出融資実績額(億円) | 246.5 | 753.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出融資実績件数(件) | 7,535 | 23,466 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (22) 企業活力強化資金(政策金融) | △ 経営基盤の脆弱な中小小売商業者の基盤強化が図られ、商店街や中心市街地の活性化に多大な影響を与える個店の魅力改善・向上等に寄与すること。本制度を活用した事業者が引き続き必要であると評価すること。 | △ <table border="1" data-bbox="703 1245 1235 1536"> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> <td>合計(平成12～17年度累計)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中小企業金融公庫出融資実績</td> <td>320.5億円</td> <td>2604.6億円</td> </tr> <tr> <td>606件</td> <td>4,464件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国民生活金融公庫出融資実績</td> <td>958.6億円</td> <td>4306.8億円</td> </tr> <tr> <td>10,274件</td> <td>37,296件</td> </tr> </table> これまでの実績からも貸付額・件数については十分な数値を残している等、個店の魅力改善・向上等への寄与及び事業者からのニーズも高いと考えている。今後、事業者への調査等によりその評価等をより詳細に把握し、より実効性の高い制度となるよう努めていく。 | | 平成17年度 | 合計(平成12～17年度累計) | 中小企業金融公庫出融資実績 | 320.5億円 | 2604.6億円 | 606件 | 4,464件 | 国民生活金融公庫出融資実績 | | | 958.6億円 | 4306.8億円 | 10,274件 | 37,296件 | / | | | | |
| | 平成17年度 | 合計(平成12～17年度累計) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中小企業金融公庫出融資実績 | 320.5億円 | 2604.6億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 606件 | 4,464件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国民生活金融公庫出融資実績 | 958.6億円 | 4306.8億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10,274件 | 37,296件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (23) 中小企業等基盤強化税制(経営革新計画)(税制) | ○ 経営革新計画終了後に年率3%以上の付加価値額の伸びを達成した企業の割合50%以上を目指す。 | ○ <table border="1" data-bbox="703 1760 1235 1872"> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>年間3%以上の付加価値額の伸び率を達成した企業の割合</td> <td>57.3%</td> </tr> </table> | | 平成17年度 | 年間3%以上の付加価値額の伸び率を達成した企業の割合 | 57.3% | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年間3%以上の付加価値額の伸び率を達成した企業の割合 | 57.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (24) 中小企業等基盤強化税制(新連携計画)(税制) | | △ <table border="1" data-bbox="703 1939 1235 2029"> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>減税実績額(億円)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> | | 平成17年度 | 合計 | 減税実績額(億円) | | | 0 | 0 | / | | | | | | | | | | | |
| | 平成17年度 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減税実績額(億円) | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとした効果の明確性 | 把握された効果の明確性 | 得ようとした効果と把握された効果の関連性 | 備考 | | | | | | | | |
|---------------------------|---|---|--|----------------------|---------------------|---------------------------|--------------------|------------|---|------------|-------|---|--|
| | (25) 中小企業等基盤強化税制(中小企業新事業活動促進法第2条第3項第1号又は第2号に規定する新規中小企業者に係るもの)(税制) | △ 余剰金を生み出すことが困難な創業期の事業者の設備投資を促進し、事業者の創造的な事業活動を強力に支援すること。 | ○ アンケート調査の結果、本税制を活用しての余剰資金の用途として、設備資金を確保した、或いはよりグレードの高い設備を導入したとの回答が2/3にのぼり、余剰資金を生み出すことが困難な創業期の事業者の事業活動に対して、本税制はより一層の設備投資へのインセンティブを与える結果となっている。 | / | | | | | | | | | |
| | (26) 中小企業技術基盤強化税制(税制) | △ ①国際競争に勝ち抜く産業競争力の実現 ②研究開発主導の設備投資の国内回帰の実現 ③将来の我が国産業を支える最先端(=ハイリスク)の技術開発に貢献 | ○ 中小企業の試験研究費の投資額は、平成15年度に改正した中小企業技術基盤強化税制の抜本強化の影響等もあり、大きく拡大し民間研究開発投資全体の伸びを下支え。 <table border="1" data-bbox="699 703 1235 819"> <tr> <td></td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td>中小企業の試験研究費の投資額(百万円)</td> <td>643,247</td> </tr> </table> | | 平成16年度 | 中小企業の試験研究費の投資額(百万円) | 643,247 | / | | | | | |
| | 平成16年度 | | | | | | | | | | | | |
| 中小企業の試験研究費の投資額(百万円) | 643,247 | | | | | | | | | | | | |
| | (27) 保険会社等の異常危険準備金(税制) | △ 火災共済協同組合及び同連合会に十分な異常危険準備金を積み、共済事業の安定的な運営を図ること。 | ○ 十分な異常危険準備金を積み立てられていない火災共済協同組合等について、火災共済協同組合及び同連合会の半数以上が本特例措置を活用しており、当該準備金の積立ての促進に寄与している。 | / | | | | | | | | | |
| | (28) 漁業協同組合等の留保所得の特別控除制度(税制) | △ 組合の資本充実による経営基盤の強化を図ることにより、組合が行う事業活動の活発化を図ること。 | ○ 中小企業をめぐる経済状況が依然として厳しい中で、利益積立金の累積積立率が1/4以上である組合が2/3以上に上り、年々上昇している(サンプル調査結果)など、本税制は中小企業組合の脆弱な経営基盤の安定・強化に寄与している。 | / | | | | | | | | | |
| | (29) 中小企業等の貸倒引当金の特例(税制) | △ 組合の経営基盤の安定、強化を図ることにより、組合が行う経済事業活動の活発化を図る。 | ○ 中小企業をめぐる経済状況が依然として厳しい中で、貸倒引当金の引当実施組合の特例措置利用率が50%以上(サンプル調査結果)に上るなど、本税制は、中小企業組合の脆弱な経営基盤の安定・強化に寄与している。 | / | | | | | | | | | |
| | (30) 中小企業等基盤強化税制(税制) | △ 中小卸、小売及びサービス業の設備投資を促進し、経営基盤の安定・強化を図る。 | ○ <table border="1" data-bbox="699 1375 1235 1550"> <tr> <td></td> <td>平成16年度 (前年度増減割合)</td> </tr> <tr> <td>中小卸、小売、サービス業における設備投資額(億円)</td> <td>28,402 (▲16.5%)</td> </tr> </table> ※中小企業庁「中小企業実態調査」 | | 平成16年度 (前年度増減割合) | 中小卸、小売、サービス業における設備投資額(億円) | 28,402 (▲16.5%) | / | | | | | |
| | 平成16年度 (前年度増減割合) | | | | | | | | | | | | |
| 中小卸、小売、サービス業における設備投資額(億円) | 28,402 (▲16.5%) | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 【政策】エネルギー・環境政策 〈施策〉 鉱物資源の安定供給確保 | | | / | | | | | | | | | |
| | (1) 精密地質構造調査(補助) | △ 国内における金属鉱物の探鉱を急速に促進する必要がある19地域(昭和63年の鉱業審議会により選定)について、金属鉱床の存在と密接な関連性のある地層の存在状況を明らかにする。 | ○ <table border="1" data-bbox="699 1693 1102 1883"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>調査対象面積(k㎡)</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>ボーリング本数(本)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ボーリング延長(m)</td> <td>1,450</td> </tr> </table> | (指標) | 平成17年度 | 調査対象面積(k㎡) | 20 | ボーリング本数(本) | 2 | ボーリング延長(m) | 1,450 | / | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | |
| 調査対象面積(k㎡) | 20 | | | | | | | | | | | | |
| ボーリング本数(本) | 2 | | | | | | | | | | | | |
| ボーリング延長(m) | 1,450 | | | | | | | | | | | | |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとした効果の明確性 | 把握された効果の明確性 | 得ようとした効果と把握された効果の関連性 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|-----------------------------|--|--|----------------------|--------|------------|-----|-------------|-----|------------|------|------------|--------|-------|----|-------|-----------------------------|------|-------|--------|-------|-----------|-------|-------------------------------|------|-------|--------|------|-----------|-------|---|--|
| | (2) 海外共同地質構造調査事業(補助) | △ 鉱床賦存が期待される有望地域を選定し、地下の鉱化の有無、その広がり等を確認することにより、地質構造の解明を促進する。 | ○ <table border="1" data-bbox="699 309 1098 533"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>調査対象地域数</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>調査対象面積(k㎡)※</td> <td>713</td> </tr> <tr> <td>ボーリング本数(本)</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>ボーリング延長(m)</td> <td>5,014</td> </tr> </table> <p>※海外における調査対象面積の欄は、地質調査実施面積(k㎡)</p> | (指標) | 平成17年度 | 調査対象地域数 | 7 | 調査対象面積(k㎡)※ | 713 | ボーリング本数(本) | 18 | ボーリング延長(m) | 5,014 | / | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査対象地域数 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査対象面積(k㎡)※ | 713 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ボーリング本数(本) | 18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ボーリング延長(m) | 5,014 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (3) 副産物用途開発等有効利用調査・開発事業(補助) | △ 毎年度の補助対象調査・開発事業を採択・補助し、本事業で得られた成果の企業化を目指す。 | ○ <table border="1" data-bbox="699 645 1098 779"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>企業化達成可能成率※</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>特許取得(出願)数</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>※企業化達成可能性率=(企業化達成件数+企業化進行中件数(18年6月現在))/採択件数</p> | (指標) | 平成17年度 | 企業化達成可能成率※ | 85% | 特許取得(出願)数 | 1 | / | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企業化達成可能成率※ | 85% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特許取得(出願)数 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (4) レアメタル備蓄事業(補助) | ○ ・レアメタル7鉱種(ニッケル、クロム、モリブデン、マンガン、タングステン、コバルト、バナジウム)について、その国内消費量の42日分を国家備蓄として確保する。 | ○ <table border="1" data-bbox="699 920 1235 1473"> <tr> <td>(指標)</td> <td>備蓄別</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>鉱種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7鉱種全体</td> <td>国家備蓄</td> <td>24.9日</td> </tr> <tr> <td>(民間備蓄)</td> <td>10.4日</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>35.3日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">60日目標3鉱種(タングステン、バナジウム、コバルト)</td> <td>国家備蓄</td> <td>22.3日</td> </tr> <tr> <td>(民間備蓄)</td> <td>12.2日</td> </tr> <tr> <td>合計(3鉱種平均)</td> <td>34.5日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">30日目標4鉱種(ニッケル、クロム、モリブデン、マンガン)</td> <td>国家備蓄</td> <td>26.9日</td> </tr> <tr> <td>(民間備蓄)</td> <td>9.1日</td> </tr> <tr> <td>合計(4鉱種平均)</td> <td>36.0日</td> </tr> </table> | (指標) | 備蓄別 | 平成17年度 | 鉱種 | | | 7鉱種全体 | 国家備蓄 | 24.9日 | (民間備蓄) | 10.4日 | 合計 | 35.3日 | 60日目標3鉱種(タングステン、バナジウム、コバルト) | 国家備蓄 | 22.3日 | (民間備蓄) | 12.2日 | 合計(3鉱種平均) | 34.5日 | 30日目標4鉱種(ニッケル、クロム、モリブデン、マンガン) | 国家備蓄 | 26.9日 | (民間備蓄) | 9.1日 | 合計(4鉱種平均) | 36.0日 | ○ | |
| (指標) | 備蓄別 | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鉱種 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7鉱種全体 | 国家備蓄 | 24.9日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (民間備蓄) | 10.4日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | 35.3日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 60日目標3鉱種(タングステン、バナジウム、コバルト) | 国家備蓄 | 22.3日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (民間備蓄) | 12.2日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計(3鉱種平均) | 34.5日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30日目標4鉱種(ニッケル、クロム、モリブデン、マンガン) | 国家備蓄 | 26.9日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (民間備蓄) | 9.1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計(4鉱種平均) | 36.0日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (5) 国内探鉱資金融資事業(政策金融) | △ 金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等の健全な発展に寄与する。 | ○ 昭和38年度以降、173鉱山に対し736億円の融資を行った結果、63鉱山において新規鉱量(銅：1,383千トン、鉛：1,665千トン、亜鉛：5,531千トン、金142トン、銀：122トン、マンガン238千トン)を獲得し、我が国の金属資源安定供給に大きく貢献した。 | / | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (6) 海外探鉱資金融資事業(政策金融) | △ 金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等の健全な発展に寄与する。 | ○ 昭和43年度以降、80プロジェクトに対し79億円+1百万US\$の融資を行った結果、4プロジェクトが開発に至っており、現在生産中のグリーンズクリーク鉱山(米)からの亜鉛輸入量は、3.4万トンで本邦輸入量の6.4%に相当(17年度実績)するなど、我が国の金属資源安定供給に貢献しているところ。 | / | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとした効果の明確性 | 把握された効果の明確性 | 得ようとした効果と把握された効果の関連性 | 備考 | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--|---|--|----------------------|--------|---------------------------------|----------------|--------------------|-------|------------|---|-----|---------|-----|-------|--|--|
| | (7) 海外探鉱資金出資事業(政策金融) | △ 金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等の健全な発展に寄与する。 | ○ ・3プロジェクトに対し62億円を出資。 ・フレダプロジェクトでは、有望な銅・金鉱床を把握し、鉱区全体で銅771万トン、金448トンを、またマンガン団塊プロジェクトでは、鉱量64,300万トン(平均品位：マンガン27.71%、ニッケル1.33%、銅1.04%、コバルト0.24%)を確認している。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | (8) 減耗控除制度(税制) | △ 鉱物資源の継続的な供給を確保し、資源の安定供給を実現する。 | ○ <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>自主開発比率(%) (銅鉱石の例)</td> <td>38.8</td> </tr> </table> ※自主開発比率(%) = 自主開発した鉱山からの引き取り鉱石量 / 総輸入鉱石量 | | 平成17年度 | 自主開発比率(%) (銅鉱石の例) | 38.8 | | | | | | | | | | |
| | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自主開発比率(%) (銅鉱石の例) | 38.8 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (9) 海外投資等損失準備金制度(金属鉱物分)(税制) | △ 中長期にわたる鉱物資源の確保量の拡大、自主資源探鉱開発の拡大による資源調達面における我が国の発言力の強化及び資源探鉱開発の国際的責務を果たす。 | ○ <table border="1"> <tr> <td>(指標)</td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>権益比率相当分の鉱石の輸入割合 ※(%) [銅鉱石の例]</td> <td>31.1</td> </tr> <tr> <td>うち制度利用分(%) [銅鉱石の例]</td> <td>28.2</td> </tr> </table> 権益比率相当分の鉱石の輸入割合：鉱石の総輸入量に占める自主開発鉱山からの輸入量(うち本邦企業の権益比率相当分)の割合 | (指標) | 平成17年度 | 権益比率相当分の鉱石の輸入割合 ※(%) [銅鉱石の例] | 31.1 | うち制度利用分(%) [銅鉱石の例] | 28.2 | | | | | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 権益比率相当分の鉱石の輸入割合 ※(%) [銅鉱石の例] | 31.1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うち制度利用分(%) [銅鉱石の例] | 28.2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 【政策】産業関連施設の整備政策 〈施策〉民間能力の活用による産業インフラの整備 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1) 民間能力活用特定施設緊急整備費(補助) | — | △ <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>交付実績額(億円)</td> <td>0</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>交付実績件数(件)</td> <td>0</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>予算額(億円)</td> <td>0.4</td> <td>238.4</td> </tr> </table> | | 平成17年度 | 合計 | 交付実績額(億円) | 0 | 126 | 交付実績件数(件) | 0 | 71 | 予算額(億円) | 0.4 | 238.4 | | |
| | 平成17年度 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付実績額(億円) | 0 | 126 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付実績件数(件) | 0 | 71 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 予算額(億円) | 0.4 | 238.4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 民活法特定施設整備事業(政策金融) | — | △ ・日本政策投資銀行からの出融資総額 約2,616億円 ・融資総額(NTT-C・C') 約1,532億円 ・出融資件数：出資 16件、融資47件、NTT融資60件 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>出融資実績額(億円)</td> <td>0</td> <td>4,148</td> </tr> <tr> <td>出融資実績件数(件)</td> <td>0</td> <td>123</td> </tr> </table> | | 平成17年度 | 合計 | 出融資実績額(億円) | 0 | 4,148 | 出融資実績件数(件) | 0 | 123 | | | | | |
| | 平成17年度 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出融資実績額(億円) | 0 | 4,148 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出融資実績件数(件) | 0 | 123 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (3) 民活法特定施設整備事業(税制) | — | △ <地方税> ・事業所税：93件、38億円 ・不動産取得税：17件、8億円 ・固定資産税：76件、13億円 ・特別土地保有税：47件、22億円 <国税> ・法人税特別償却：2件、2億円 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>事業所税減税実績額(百万円)</td> <td>8</td> <td>38億円</td> </tr> </table> | | 平成17年度 | 合計 | 事業所税減税実績額(百万円) | 8 | 38億円 | | | | | | | | |
| | 平成17年度 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所税減税実績額(百万円) | 8 | 38億円 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとした効果の明確性 | 把握された効果の明確性 | 得ようとした効果と把握された効果の関連性 | 備考 | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|---|--|----------------------|--------|-----------------|------------|----------------------|-----|---------------|----|------------------|-----------|-----------------|---------|---|--|
| 6 | <p>【政策】 博覧会推進 <施策> 日本国際博覧会の推進</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1) 日本国際博覧会事業費(補助) | ○愛・地球博を成功裡に開催する。 ・入場者数(目標：1,500万人) ・循環型社会の構築、e-Japanの推進等の一環として、先進的な実証の場を提供する。 ・日本ブランドの発信、市民の環境意識の向上、国際的な市民交流の活発化、地域経済の活性化。 | ○ <table border="1" data-bbox="703 371 1238 600"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場者数(累積：人)</td> <td>22,049,544</td> </tr> <tr> <td>海外からの出展者数(累積：国、国際機関)</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>国内出展者数(累積：団体)</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> | (指標) | 平成17年度 | 入場者数(累積：人) | 22,049,544 | 海外からの出展者数(累積：国、国際機関) | 125 | 国内出展者数(累積：団体) | 18 | ○ | | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入場者数(累積：人) | 22,049,544 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海外からの出展者数(累積：国、国際機関) | 125 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国内出展者数(累積：団体) | 18 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 日本国際博覧会出展事業費(委託) | ○愛・地球博を成功裡に開催する。 ・入場者数(目標：1,500万人) ・循環型社会の構築、e-Japanの推進等の一環として、先進的な実証の場を提供する。 ・日本ブランドの発信、市民の環境意識の向上、国際的な市民交流の活発化、地域経済の活性化。 | ○ <table border="1" data-bbox="703 730 1238 1066"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場者数(累積：人)</td> <td>22,049,544</td> </tr> <tr> <td>海外からの出展者数(累積：国、国際機関)</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>国内出展者数(累積：団体)</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>長久手日本館入場者数(累積：人)</td> <td>3,085,034</td> </tr> <tr> <td>瀬戸日本館入場者数(累積：人)</td> <td>687,010</td> </tr> </tbody> </table> | (指標) | 平成17年度 | 入場者数(累積：人) | 22,049,544 | 海外からの出展者数(累積：国、国際機関) | 125 | 国内出展者数(累積：団体) | 18 | 長久手日本館入場者数(累積：人) | 3,085,034 | 瀬戸日本館入場者数(累積：人) | 687,010 | ○ | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入場者数(累積：人) | 22,049,544 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海外からの出展者数(累積：国、国際機関) | 125 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国内出展者数(累積：団体) | 18 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長久手日本館入場者数(累積：人) | 3,085,034 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 瀬戸日本館入場者数(累積：人) | 687,010 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (3) 日本国際博覧会出展施設整備費(委託) | ○愛・地球博の開幕に向け、政府館の整備を行う。 (当初目標値 平成17年度) 入場者数：1,500万人 | ○ <table border="1" data-bbox="703 1088 1238 1211"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場者数(累積：人)</td> <td>22,049,544</td> </tr> </tbody> </table> | (指標) | 平成17年度 | 入場者数(累積：人) | 22,049,544 | ○ | | | | | | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入場者数(累積：人) | 22,049,544 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (4) 日本国際博覧会関連施設整備費(補助) | — | △ <table border="1" data-bbox="703 1256 1238 1379"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額(億円)</td> <td>12</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>交付実績件数(件)</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> 本事業によって、もっとも重要な輸送手段である愛知環状鉄道の輸送力が向上し、円滑なアクセス環境が整備されたため、日本各地をはじめ海外からも多数の人が来場した。 | | 平成15年度 | 平成16年度 | 交付実績額(億円) | 12 | 6 | 交付実績件数(件) | 1 | 1 | / | / | | | |
| | 平成15年度 | 平成16年度 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付実績額(億円) | 12 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付実績件数(件) | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (5) 2005年日本国際博覧会(愛・地球博)の開催に伴う特例制度(税制) | △博覧会場内の固定資産が一定期間残存することで発生する税負担の増加を抑制し、環境に配慮した撤収作業を推進する。 | △ <table border="1" data-bbox="703 1525 1238 1682"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>合計(平成15年度～17年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税実績額(億円)</td> <td>25.6</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table> | | 平成17年度 | 合計(平成15年度～17年度) | 減税実績額(億円) | 25.6 | 27 | / | / | | | | | | |
| | 平成17年度 | 合計(平成15年度～17年度) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減税実績額(億円) | 25.6 | 27 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとした効果の明確性 | 把握された効果の明確性 | 得ようとした効果と把握された効果の関連性 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|--|---|----------------------|--------|------------------|------|-----|-----|-------|------|-----------|------|----------|------|-------|-----|--------|---|------------------|------|--------|-----------|---|--|
| 7 | <p>【政策】地域経済産業活性化政策 <施策> 地域産業集積活性化対策の推進</p> <p>(1)新事業支援施設整備費補助金(補助)</p> | <p>○ ビジネス・インキュベータ施設等については、入居率90%以上とし、1ヶ所あたりの共同研究数及び商品化・事業化件数、インキュベータ入居企業の商品等販売額の対前年比増を達成する。</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビジネス・インキュベータの整備数</td> <td>43施設</td> </tr> <tr> <td>入居率</td> <td>91%</td> </tr> <tr> <td>共同研究数</td> <td>113件</td> </tr> <tr> <td>商品化、事業化件数</td> <td>203件</td> </tr> <tr> <td>講習会等開催件数</td> <td>181件</td> </tr> <tr> <td>卒業企業数</td> <td>47社</td> </tr> <tr> <td>会社設立件数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>入居企業による新規雇用者の増加数</td> <td>218人</td> </tr> <tr> <td>商品等販売額</td> <td>891,307千円</td> </tr> </tbody> </table> | (指標) | 平成17年度 | ビジネス・インキュベータの整備数 | 43施設 | 入居率 | 91% | 共同研究数 | 113件 | 商品化、事業化件数 | 203件 | 講習会等開催件数 | 181件 | 卒業企業数 | 47社 | 会社設立件数 | — | 入居企業による新規雇用者の増加数 | 218人 | 商品等販売額 | 891,307千円 | ○ | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ビジネス・インキュベータの整備数 | 43施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入居率 | 91% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共同研究数 | 113件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商品化、事業化件数 | 203件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 講習会等開催件数 | 181件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 卒業企業数 | 47社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会社設立件数 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入居企業による新規雇用者の増加数 | 218人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商品等販売額 | 891,307千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2)地域産業集積中小企業等活性化事業費(補助) | ○ 地域中小企業の活性化促進により、特定分野における地域中小企業等の工業出荷額又は従業者一人当たり付加価値額の増加、技術研究開発に取り組んだ企業等の事業化率の向上(研究開発終了後3～5年後の事業化率20%以上)及び販路開拓のための事業や共同研究数等について、達成時期までの5年間で前年比平均20%増を目指す。 | △ 特定分野の工業出荷額の目標達成率は活性化計画が終了している126地域のうち、実績額が把握できる97地域について、目標を達成した地域は8%に過ぎず、全体的に数値的な目標達成には至らなかったが、個々の事業者のなかには新製品の開発や販路開拓等において、今後に期待を持たせる萌芽ともいえるべき効果を上げた者はあった。なお、事業化率等の数値は不明である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (3)地域産業集積活性化事業(政策金融) | △ 基盤的技術産業集積活性化促進地域において、基盤的技術産業に属する事業を行う者への投資を増加させることにより産業集積の活性化を促進する。 | ○ 長期かつ低利の資金供給により、基盤的技術産業集積活性化地域における特定基盤的技術の高度化に必要な研究開発及び設備の増設等を進める契機となった。また、基盤的技術産業集積活性化地域における設備投資(約2,000億円)を促すことにより、産業集積の維持活性化に寄与した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (4)地域活性化資金事業(政策金融) | △ 基盤的技術産業集積活性化促進地域において、基盤的技術産業に属する事業を行う者、又は特定中小企業集積活性化地域において、新分野への進出を行う者への投資を増加させることにより産業集積の活性化を促進する。 | △ 平成12年度から17年度までの出融資実績件数は95件であり、長期かつ低利の資金供給により、新たな長期のプロジェクトを円滑に進める契機となり、承認を受けた進出計画等に沿った新分野への投資を一定程度推進させた。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとした効果の明確性 | 把握された効果の明確性 | 得ようとした効果と把握された効果の関連性 | 備考 | | | | | | | | | |
|----------------------|---|--|--|----------------------|--------|--------|-----------|------|------|----------------------|----------------|----------------------|--|--|
| 8 | <p>【政策】中小企業・地域経済産業政策 <施策> まちづくりの推進 (旧：中心市街地活性化事業の推進)</p> | | | | | | | | | | | | | |
| | (1) 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業(補助) | <p>△ 市町村が基本計画認定において、それぞれの取組内容に応じて記載する指標のうち、補助事業の内容に応じた指標(※)について、補助事業の実施により、当該市町村の計画上の目標を達成する方向に指標が改善されることを目指す。 (※) 指標の事例：年間販売額、売場面積、歩行者交通量、施設利用者等</p> | <p>△</p> <table border="1" data-bbox="699 376 1235 544"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額(億円)</td> <td>18.7</td> <td>18.7</td> </tr> <tr> <td>交付実績件数(件)</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> | | 平成17年度 | 合計 | 交付実績額(億円) | 18.7 | 18.7 | 交付実績件数(件) | 18 | 18 | | |
| | 平成17年度 | 合計 | | | | | | | | | | | | |
| 交付実績額(億円) | 18.7 | 18.7 | | | | | | | | | | | | |
| 交付実績件数(件) | 18 | 18 | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 中心市街地商業等活性化支援業務委託事業(委託) | <p>△ 全国各地で実施している中心市街地活性化への取組の事業効果の拡大、今後の基本計画策定等に向けた取組の円滑な推進を図り、市町村における基本計画の認定へとつなげる。</p> | <p>○ ・モデル市町村診断・助言、分析事業については、平成13年度より71市町村で実施し、その成果を基本計画の見直し等に反映させている。 ・人材育成事業については、意欲的にまちづくりに取り組んでいる事業者、自治体職員等約1,500名が平成16年度より受講し、受講後、新たに意欲と問題意識を高め、地元の様々な活動に活かされている。 ・シンポジウム・ワークショップについては、毎年中心市街地活性化に関するテーマを変えながら実施しており、全国から500名を超える関係者が参加している。</p> | | | | | | | | | | | |
| | (3) 商業・サービス業集積関連施設整備事業(補助) | <p>△ 各補助事業者において、計測可能な指標と計測時期、その指標による目標値を設定する。</p> | <p>○ 当事業で支援した市町村の中心市街地における人口、売上高、店舗数の平均値は、全国の中心市街地の平均値よりも良い数値を示している。また、指標のとれた24地域では歩行者通行量が平均約4割増加し、指標のとれた30地域では空き店舗数が平均約3割減少している。</p> | | | | | | | | | | | |
| | (4) 中心市街地商業等活性化総合支援事業(補助) | <p>△ 各補助事業者において、計測可能な指標と計測時期、その指標による目標値を設定する。</p> | <p>○ 平成13年度に交付した2市町村の中心市街地の平均値をみると、売上高と店舗数はそれぞれ3.3%、4.7%減少しているが、店舗面積については4.8%増加している。また、全国の中心市街地の平均値や商業・サービス業集積関連施設整備事業支援先の平均値と比較すると売上高、店舗数、店舗面積の全てにおいて、より良い数値を示している。また、指標のとれた5地域では歩行者通行量が平均約5割増加し、指標のとれた8地域では空き店舗が平均約1割減少している。</p> | | | | | | | | | | | |
| | (5) 商店街・商業集積等活性化基本構想策定事業(補助) | <p>○ 補助金を交付した市町村のうち9割が事業開始後3年以内に基本計画を策定する。</p> | <p>○</p> <table border="1" data-bbox="699 1597 1235 1912"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成16年度</th> <th>総合的な結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金の交付件数</td> <td>25件</td> <td>285件</td> </tr> <tr> <td>補助金交付市町村の内、基本計画等策定件数</td> <td>18件 (72.0%)</td> <td>平均約84.9%の市町村が基本計画を策定</td> </tr> </tbody> </table> | (指標) | 平成16年度 | 総合的な結果 | 補助金の交付件数 | 25件 | 285件 | 補助金交付市町村の内、基本計画等策定件数 | 18件 (72.0%) | 平均約84.9%の市町村が基本計画を策定 | | |
| (指標) | 平成16年度 | 総合的な結果 | | | | | | | | | | | | |
| 補助金の交付件数 | 25件 | 285件 | | | | | | | | | | | | |
| 補助金交付市町村の内、基本計画等策定件数 | 18件 (72.0%) | 平均約84.9%の市町村が基本計画を策定 | | | | | | | | | | | | |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとした効果の明確性 | 把握された効果の明確性 | 得ようとした効果と把握された効果の関連性 | 備考 | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|------------------------------|---|--|----------------------|--------|-------------------|-----------|-------------------|------|----------------------------|---------------|-----------------------------------|-------|-------|---|--|--|
| | (6) 商業タウンマネジメント計画策定事業(補助) | ○ 補助金を交付したTMO又はTMOの機能を担おうとする中小企業関係団体のうち9割が事業開始後3年以内に中小小売商業高度化事業構想・計画を策定する。 | ○ <table border="1" data-bbox="699 300 1233 663"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>総合的な結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金の交付件数</td> <td>17件</td> <td>332件</td> </tr> <tr> <td>補助金交付団体の内、TMO構想・計画が認定された件数</td> <td>7件 (41.2%)</td> <td>交付した団体の内、256件(77.1%)がTMO構想・計画を策定。</td> </tr> </tbody> </table> | (指標) | 平成17年度 | 総合的な結果 | 補助金の交付件数 | 17件 | 332件 | 補助金交付団体の内、TMO構想・計画が認定された件数 | 7件 (41.2%) | 交付した団体の内、256件(77.1%)がTMO構想・計画を策定。 | ○ | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | 総合的な結果 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金の交付件数 | 17件 | 332件 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金交付団体の内、TMO構想・計画が認定された件数 | 7件 (41.2%) | 交付した団体の内、256件(77.1%)がTMO構想・計画を策定。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (7) 中心市街地活性化・創業等支援等事業(委託) | △ 中心市街地活性化のための国の施策やTMO事業の先進事例等が広く認知され、中心市街地活性化施策が多く活用されることを目標とする。 | ○ シンポジウム参加者に対するアンケート調査によると、基調講演、先進事例紹介、パネルディスカッションにおいて70%~96%が「参考になった」「多少参考になった」と回答しており、一定の効果が得られている。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | (8) 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業(補助) | △ 各種ハード・ソフト事業を同時並行的に重点的な支援を行うことにより、当該中心市街地への来街者数の増加、空き店舗比率の減少を図ることを目的とする。 | △ <table border="1" data-bbox="699 884 1233 981"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績件数(件)</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> | | 平成17年度 | 合計 | 交付実績件数(件) | 5 | 5 | | | | | | | | |
| | 平成17年度 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付実績件数(件) | 5 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (9) 中心市街地等中小商業活性化施設整備事業(補助) | △ 商業基盤施設の増加、来外者数の現状維持または増加を目標とする。 | ○ <table border="1" data-bbox="699 1095 1233 1279"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成15年度</th> <th>平成17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付件数</td> <td>47件</td> <td>42件</td> </tr> <tr> <td>来街者数</td> <td>70.1%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>施設利用率</td> <td>82.3%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成15年度に実施した「中心市街地活性化支援事業等に係るフォローアップ調査」によると、「通行量への寄与の達成割合」が70.1%となっており(つまり、事業実施地域のうち7割程度の地域で現状維持または増加が図られている)、概ね施策の目標は達成しているものと思われる。その他、「施設利用率の達成割合」が82.3%、「商業への達成割合」が54%となっている。</p> | (指標) | 平成15年度 | 平成17年度 | 交付件数 | 47件 | 42件 | 来街者数 | 70.1% | — | 施設利用率 | 82.3% | — | | |
| (指標) | 平成15年度 | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付件数 | 47件 | 42件 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 来街者数 | 70.1% | — | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設利用率 | 82.3% | — | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (10) 中小商業活性化総合補助事業(補助) | △ ○ハード事業 商業基盤施設の増加、来街者数の現状維持を目標とする。 ○ソフト事業 商店街の魅力やにぎわいを取り戻すことを目標とする。 | ○ <table border="1" data-bbox="699 1619 1098 1834"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金の交付件数(ハード整備事業)</td> <td>38件</td> </tr> <tr> <td>補助金の交付件数(ソフト整備事業)</td> <td>68件</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成15年度に実施した「中心市街地活性化支援事業等に係るフォローアップ調査」によると、交付件数のうち、7割程度の地域で通行量の増加を達成できたとしおり、当該事業の目標は概ね達成されていると考えられる。</p> | (指標) | 平成17年度 | 補助金の交付件数(ハード整備事業) | 38件 | 補助金の交付件数(ソフト整備事業) | 68件 | | | | | | | | |
| (指標) | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金の交付件数(ハード整備事業) | 38件 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金の交付件数(ソフト整備事業) | 68件 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとした効果の明確性 | 把握された効果の明確性 | 得ようとした効果と把握された効果の関連性 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|---|--|----------------------|--------|-----------------|-----------------------|---------------|---------------|-------|--------|--------|-----------------------|-----|-------|-------|-----|-------|--|--|
| | (11) 商業施設等の整備を行うものに対する出資融資等(政策金融) | ○ 出融資を行った施設について、売上高、雇用者数等を指標として、開業後2～3年は増加し続け、その後、数年間は、その水準を維持することを目標とする。 | △ 平成11年商業統計と平成14年商業統計を比較すると、平成13年度までに当事業の支援を受けた6市町村における中心市街地の売上高と店舗数の平均値は、それぞれ3.5%、6.3%減少、店舗面積の平均値は10.4%増加している。また、全国の中心市街地の平均値と比較すると、売上高、店舗数、店舗面積の全てにおいて、より良い数値を示しており、一定の効果が認められた。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (12) 流通業等強化資金(政策金融) | ○ 本事業を活用した事業者の1/2が必要と評価することを目標とする。 | △ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>合計(平成10～17年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資額(億円) (国民生活金融公庫)</td> <td>959</td> <td>4,307</td> </tr> <tr> <td>件数(件)</td> <td>10,274</td> <td>37,296</td> </tr> <tr> <td>融資額(億円) (中小企業金融公庫)</td> <td>321</td> <td>2,605</td> </tr> <tr> <td>件数(件)</td> <td>606</td> <td>4,464</td> </tr> </tbody> </table> <p>これまでの実績からも貸付額・件数については十分な数値を残しており、目標は概ね達成している。</p> | | 平成17年度 | 合計(平成10～17年度) | 融資額(億円) (国民生活金融公庫) | 959 | 4,307 | 件数(件) | 10,274 | 37,296 | 融資額(億円) (中小企業金融公庫) | 321 | 2,605 | 件数(件) | 606 | 4,464 | | |
| | 平成17年度 | 合計(平成10～17年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 融資額(億円) (国民生活金融公庫) | 959 | 4,307 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 件数(件) | 10,274 | 37,296 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 融資額(億円) (中小企業金融公庫) | 321 | 2,605 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 件数(件) | 606 | 4,464 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (13) 商業施設等の整備を行う認定特定事業者で一定の要件を満たすもの(第3セクター)、TMO等に対する税制措置(税制) | △ 本制度を利用する者(第3セクター及びTMO等)にとって、活用しやすい制度であると捉えられること、対象となる商業施設が増加することを目標とする。 | △ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>合計(平成10年度～17年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税実績額(億円)</td> <td>0.43</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> | | 平成17年度 | 合計(平成10年度～17年度) | 減税実績額(億円) | 0.43 | 1.1 | | | | | | | | | | | |
| | 平成17年度 | 合計(平成10年度～17年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減税実績額(億円) | 0.43 | 1.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (14) 地方税の不均一課税実施に対する減収補てん措置(税制) | △ 中小小売商業高度化事業が円滑に実施され、中心市街地の活性化に資することを目標とする。 | △ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>合計(平成10年度～17年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税実績額(億円)</td> <td>0.007 (2件)</td> <td>0.073 (7件)</td> </tr> </tbody> </table> | | 平成17年度 | 合計(平成10年度～17年度) | 減税実績額(億円) | 0.007 (2件) | 0.073 (7件) | | | | | | | | | | | |
| | 平成17年度 | 合計(平成10年度～17年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減税実績額(億円) | 0.007 (2件) | 0.073 (7件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (15) 土地の譲渡所得課税に対する特別控除(税制) | △ 中小小売商業高度化事業が円滑に実施され、中心市街地の活性化に資することを目標とする。 | △ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>合計(平成10年度～17年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税実績額(億円)</td> <td>0 (0件)</td> <td>0.91 (3件)</td> </tr> </tbody> </table> | | 平成17年度 | 合計(平成10年度～17年度) | 減税実績額(億円) | 0 (0件) | 0.91 (3件) | | | | | | | | | | | |
| | 平成17年度 | 合計(平成10年度～17年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減税実績額(億円) | 0 (0件) | 0.91 (3件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 77政策手段 | ○=27 △=45 | ○=56 △=21 | ○=21 △=3 | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注)1 経済産業省の「平成18年度事後評価書」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証関係)の記載事項」を参照

政策評価審査表（政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証関係）の記載事項

| 欄 名 | 記 載 事 項 |
|--------------------------|--|
| 「整理番号」欄 | 評価書の記載順に従って順次番号を記入した。 |
| 「政策(施策及び施策に含まれる手段たる事業)」欄 | 政策及び施策の名称並びに評価の対象とされた施策に含まれる手段たる事業の名称を記入した。 |
| 「得ようとした効果の明確性」欄 | <p>施策に含まれる手段たる事業の実施により得ようとした効果を記入した。</p> <p>得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとした効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p> |
| 「把握された効果の明確性」欄 | <p>実際に得られた効果を記入した。</p> <p>把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。</p> |
| 「得ようとした効果と把握された効果の関連性」欄 | <p>「当初得ようとした効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるか」が当初得ようとした効果のすべてについて明らかにされているものは、「○」を記入した。当初得ようとした効果の一部について明らかにされているものは、「△」を記入した。明らかにされていないものは、「－」を記入した。また、「－」の場合、その判定理由を記入した。</p> <p>なお、「／」は、「得ようとした効果」又は「把握された効果」が、明確でない（「△」又は「－」）ため、「得ようとした効果と把握された効果の関連性」について審査の対象としていないものを表す。</p> |

4 事業評価方式による政策評価（事前）についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針 I-4-ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針 I-4-ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。

- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(2) 審査の結果

「平成 20 年度予算概算要求等に係る事前評価書」における事業評価方式による 62 件の政策評価（事前）の審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表(事業評価(事前)関係)

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとする効果の明確性 | 検証を行う時期の特定 | 効果の把握の方法の特定性 |
|------------------|-----------------------------|--|------------------------------------|--|
| 1. 経済産業政策 | | | | |
| 1 | 産業人材 | | | |
| | (1)産学連携人材育成事業(委託) | △ 小中高校段階における理科への関心と理解を高め、また職業観が涵養されることを通じて、若年人材が積極的に学び、産業人材として経済社会へ参画していくことの動機付けを与えられ、大学や高等での実践的な学習によって専門能力を磨き、高い生産性を備えたプロフェッショナルとして産業界で活躍するといった”小学校～大学/大学院までの「理工系ロード」”の施策体系が確立されることが期待される。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 産学人材育成パートナーシップの枠組みの下で産学有識者による事業評価を行うほか、実務作業の面でも定期的な実施状況に関するヒアリングを実施するほか、学生、業界団体、学協会等へのアンケートを実施する。 (指標) ①産業界ニーズに即した大学教育改革に着手した学科数 ②プログラム開発数 ③プログラム定着率 |
| 6 | ITの利活用の促進 | | | |
| | (1)中小企業経営革新プラットフォーム整備事業(委託) | △ 本プラットフォームの構築及び運用を通じて、中小企業の効率性・戦略性の底上げのためのIT活用を推進し中小企業の生産性を向上させ、我が国経済の成長力を加速する。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 中小事業者に対する定期的なアンケート(指標) ・中小企業事業所数 ・既存のASPシステム、外部システムとの連携数 |
| | (2)IT経営実践促進事業(委託) | ○ ・成長力加速プログラム等の政府一体となった成長力強化の取り組みにより、今後5年間のうちに、労働性の伸び、一人当たり時間当たりの成長力を5割増する。 ・官民一体となった国民運動的な取組等の推進により、企業経営にIT活用の浸透を図り、企業の部門間・企業間の壁を超えて企業経営をITによって最適化する企業の割合を現状の26%から2010年度までに大企業・中小企業ともに世界トップクラスの水準(米国並みの50%以上)に引き上げる。 ・中小企業のIT利活用の成功事例を2010年までに1,000社を収集し、公表する。 ・中小企業におけるIT経営支援環境の整備する。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 本事業の参加した中小企業等へのアンケート調査等を実施。 (指標) ・労働性の伸び、一人当たり時間当たりの成長力 ・企業経営をITによって最適化する企業の割合 ・中小企業のIT利活用の成功事例の公表数 |
| 7 | 流通・物流基盤整備 | | | |
| | (4)電子商取引・電子タグ基盤構築事業(委託) | △ ・消費者ニーズの多様化や価格設定に対する厳しい要請に対応した物流を実現するため、EDIや電子タグの標準化・普及、商品情報の企業間での共有データ交換など、顧客視点での効率的な流通の仕組み作りを資する取組を実現する。 ・製品安全、含有化学物質管理、資源有効利用等の新たな経済社会的課題への、業種や取引関係を超えた情報共有を通じた対応、及び、2010年度までに、国際的な標準と調和した電子商取引や電子タグ利用等の共通基盤を業種横断的に構築するための取組として、業種や取引関係を超えた情報共有の仕組みの構築を図り、企業経営をITによって最適化する企業の割合を世界トップクラスの水準に引き上げる。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 利用者に対する定期的なアンケート 企業経営をITによって最適化する企業の割合の調査 (指標) ・商品データ共有化システムの大手流通業の利用者数 ・標準化されたインターネットEDIの大手流通業の利用率 ・電子タグの国際標準化の達成年度 ・企業経営をITによって最適化する企業の割合 |
| 2. 対外経済政策 | | | | |
| 11 | 通商政策 | | | |
| | (5)日EU産業協力促進事業費補助金(補助) | △ 日EU間の経済摩擦を未然に防止し、また、経済関係の量的拡大・質的強化を図る | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 既存の統計指標を利用(指標) ・日EU間の投資、貿易額 |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとする効果の明確性 | 検証を行う時期の特定 | 効果の把握の方法の特定性 |
|--|---------------------------|---|------------------------------------|--|
| 13 | 経済協力の推進 | | | |
| (1)地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業委託費(委託) | △ | <p>1. 円借款案件形成等調査 我が国の優れた技術やノウハウを活用した円借款案件の実施が拡大するとともに、途上国の産業・物流インフラ整備等が進捗することを目標とする。</p> <p>2. 援助信用商業可能性調査 我が国の「顔の見える」援助を推進するためのタイド円借款を実現することを目標とする。</p> <p>3. 民活インフラ案件形成等調査 調査等を実施した途上国において、民活関連法規制等の事業環境が整備されるとともに、途上国の産業・物流インフラ等の民活型インフラ事業について我が国企業の参画機会が拡大することを目標とし、当面は本事業を活用した民活インフラ案件の形成を目指す。</p> | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ <p>1. 円借款案件形成等調査 毎年、既存の調査案件に関するアンケート調査を実施して進捗状況等を確認する。 (指標) ・本事業で実施した案件形成調査の具体化率(調査案件のうち、円借款要請等が行われた件数の割合) ・円借款供与額(E/N ベース)</p> <p>2. 援助信用商業可能性調査 随時、調査結果等をOECD輸出信用部会のコンサルテーション会合において、タイド円借款案件の非商業性を立証するための資料として使用しうるか等の観点からフォローしている。</p> <p>3. 民活インフラ案件形成等調査 毎年、既存の調査案件に関するアンケート調査を実施して事業化に向けた進捗状況等を確認する。</p> |
| (5)海外開発計画調査事業(委託) | △ | 開発途上国からの要請としての開発課題(ハードインフラ整備計画策定やソフトインフラ(制度)構築)解決につなげることを目標とする。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ アンケート方式によるフォローアップ調査 (指標) ・当該国での開発調査の活用状況についてのアンケート調査で得られる活用度 ・二国間通商協定や多国間通商協定など通商経済上の約束事での明確な位置づけ及び約束事への貢献度 |
| (6)貿易投資円滑化支援事業(委託) | ○ | インドネシアにて公害防止管理者制度を東ジャワ州から西ジャワ州に展開することを予定しており、公害防止管理者の科目増が見込まれる。研修事業ではアジアを中心とした開発途上国等に対して、268人の研修生を受け入れるとともに、海外研修を4コース実施。専門家派遣事業では80名の専門家を派遣する。実証事業では7件の実証事業を実施する。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 利用者に対するアンケート、報告書等 (指標) ・研修人数、研修生満足度、専門家派遣数、実証事業数 |
| (7)アジア産業基盤強化等事業(委託) | △ | 将来の施策の立案への参考や案件発掘に向けた成果の活用を目標とする。今後のODA政策の立案及び効率的・効果的な施策実施に反映させる。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 調査担当原課へのアンケート調査。必要に応じて、経済協力事業に関する豊富な知見を有する外部有識者からなる委員会等を開催し、評価事業や結果に関する議論を行う。 (指標) ・開発途上国の貿易・投資環境の整備に係る政策立案、制度構築支援、人材育成支援に活用された件数。 ・評価した政策・施策・事業数。 |
| (13)アセアン産業構造高度化事業(補助) | ○ | 鉱業計測コンピュータ、品質管理、環境・エネルギー等の技術分野、生産計画と管理、工場の生産性の向上等の管理分野に関する研修コースを188コース開催し、タイの人材育成機関を通じたこれらの分野の産業人材育成を図り、そのノウハウを取りまとめることでアセアン諸国に産業人材育成施策を展開するためのモデルを構築する。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 利用者に対するアンケートによる。 (指標) ・研修生の80%以上の満足度 |
| (15)研究協力事業費補助金(補助) | △ | グローバルな課題に対応していくための我が国が有する環境等の分野に係る技術の移転を通じた途上国の研究機関及びその研究人材の技術能力の向上。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | △ 実績報告書等。 (指標) ・研究機関能力の向上及び我が国が有する環境等の分野に係る技術の移転。 |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとする効果の明確性 | 検証を行う時期の特定 | 効果の把握の方法の特定性 |
|----------------------|--|---|--|--|
| 14 | 貿易管理 (2)安全保障貿易管理対策事業(委託) | △ ①迂回調達調査 懸念国による迂回調達手法のほか、頻繁に設立・解散するフロントカンパニーの最新の情報を取得し、輸出管理の実効性を確保する。 ②懸念国大量破壊兵器等開発・調達動向調査 懸念国における大量破壊兵器等の開発・調達動向を正確に把握し、輸出管理の実効性を確保する。 ③機微技術動向調査 特に警戒すべき技術分野における輸出管理の実効性を確保する。 ④安全保障貿易普及啓発活動 輸出管理制度の整備及び実効的な運用の実現を促進する。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 委託先企業に対し、進捗状況を適宜ヒアリングする。 各国における、安全保障貿易管理に係る取組に関して意見交換を行う。 普及啓発事業においては各国輸出管理制度の整備状況についてのアンケート調査を実施。 (指標) ①迂回調達調査、②懸念国大量破壊兵器等開発・調達動向調査、③機微技術動向調査 ・ 懸念企業に関する調査報告件数 ・ 各調査を行った国数 ④安全保障貿易普及啓発活動 ・ 各国において開催したセミナー件数 |
| 3. ものづくり・情報・サービス産業政策 | | | | |
| 16 | 情報産業強化 (2)アジアオープンイノベーション環境整備事業(委託) | △ 多様なソフトウェアが提供される競争的な市場を確保するとともに、我が国企業のアジア市場の開拓と競争力の強化を図る。 ①平成22年度まで中国・韓国との協力によるOSS技術開発等のプロジェクト等を立ち上げ開発を実施する。 ②重点国の政府機関等においてOSS導入の際の課題を抽出・解決するための方策を明らかにする。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ ①事業実施主体に対するヒアリング(指標) ・ ①日中韓におけるOSSのシェア |
| 17 | サービス産業強化 (3)健康情報活用基盤構築のための標準化及び実証事業(委託) | △ 個人が希望に応じて生涯にわたる健康情報等を電子的に収集・管理・活用できる情報基盤が構築されるとともに、国民の健康増進に資する新たな健康サービス事業者が創出されることを目標とする。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 事業者、住民へのアンケート調査(指標) ・ 標準的な健康情報基盤を用いて、個人の健診情報及び診療情報を預かり、かつそれを活用した健康サービスを提供する民間事業者数 ・ 健康情報を電子的に収集・管理・活用した個人の満足度 |
| 4. 中小企業・地域経済産業政策 | | | | |
| 20 | 中小企業事業環境の整備 (10)中小企業金融公庫補給金(補給金) (13)危機対応円滑化業務料率差補給金(補給金) (15)危機対応円滑化出資金(出資金) (16)一般利差補給金(補給金) | △ 助成により、中小企業者に対する資金供給業務の円滑な運営が可能となり、中小企業事業環境の整備に資する。 △ 新公庫によるリスク補完措置等を受けて、希望する民間の指定金融機関が危機対応業務を行うことを目標とする。 △ 新公庫によるリスク補完措置等を受けて、希望する民間の指定金融機関が危機対応業務を行うことを目標とする。 △ 助成により、株式会社日本政策金融公庫の中小企業者向け貸付等の業務で発生する損失部分が補填され、中小企業者に対する資金供給業務の円滑な運営が可能となり、中小企業事業環境の整備に資する。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | △ 回収の実績における利子補給金所要額を計測指標とする。 △ △ ○ 決算において、利差補給金所要額をモニタリングする。 (指標) ・ 決算における利差補給金所要額 |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとする効果の明確性 | 検証を行う時期の特定 | 効果の把握の方法の特定性 |
|------|-----------------------------|--|------------------------------------|--|
| | (17) 小規模等事業再生関連保証対策事業(補助) | △ 信用保証協会における再生支援機能の充実を図る観点から資産評価及びそれを取り扱う人材の確保・育成を行い、事業再生の促進に資することを目的とする。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | △ |
| | (18) 売掛債権支援(出資金、補給金、補助金) | △ (証券化支援保証型) 中小企業事業環境の整備に資するものとなる。 (売掛債権証券化) 中小企業の資金繰りの円滑化を図る。 (流動資産担保融資関連保証対策補助金) 中小企業の円滑な資金供給に大きく寄与する。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | △ 実績の検証 (指標) ・ 事業実績 |
| | (24) 日本貿易振興機構事業(補助) | △ 中小企業の国際化への十分な対応能力を醸成し、中小企業の経営の自律化、安定化を図る。 ① 輸出支援事業 輸出意欲の高い分野や、輸出競争力があると見込まれるものの積極的な取組がなされていない分野の輸出を拡大する。 ② 知的財産権保護対策事業 企業の知的財産権の侵害をなくしていく。 ③ 海外投資支援事業 企業の海外投資を増加させる。 ④ 産業協力強化事業 地域経済の一層の活性化・国際化を図る。 ⑤ 調査・情報提供事業 中小企業が対外経済活動を展開する意思決定を行う際に必要となる情報を提供する。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 利用者に対するアンケート等 (指標) ・ 商談件数、相談件数、利用者の満足度(顧客満足度) |
| 21 | 経営革新・創業促進 | | | |
| | (1) 新現役チャレンジ支援事業(委託) | △ 様々な局面で新現役人材の活躍の場を創り出し、大企業から中小企業へ、大都市から地方への人の流れを生み出し、地方の中小企業等の活性化を推進するとともに、海外に向かう新現役人材を国内へと繋ぎ止め、確保していくことで、日本の技術力の維持・継承・向上を図る。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 全国事務局を設置し、定期的に情報を収集する。 (指標) ・ 新現役の人数 ・ 新現役による中小企業の支援件数 ・ Iターン・Uターン人材の人数 ・ 各業界での新現役の活躍状況 |
| | (2) 中小企業再生支援協議会事業(委託) | △ 厳しい経営環境にある各中小企業者について、①「経営改善計画」の策定支援により円滑な金融取引の確保につなげることを図るとともに、②中小企業が保有する技術・ノウハウが社会全体で活用されていくことを図っていく。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 各中小企業再生支援協議会で把握した情報を中小企業再生支援全国本部から定期的に報告を受ける。 (指標) ・ 窓口相談件数 ・ 再生計画策定支援完了件数 ・ 再生計画策定後のフォローアップ件数 |
| | (16) 小規模企業先進的経営支援体制構築事業(委託) | △ 小規模企業等が直面する新たな経営課題に対応するための支援を行う拠点の機能強化と活用可能な拠点の拡大を図る。また、地域に偏在する専門人材が小規模企業の支援に向かいやすくする環境づくりを促進するための知識やノウハウの蓄積・共有化を進める。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 経営支援拠点のコーディネータ等を通じた状況把握 (指標) ・ 経営支援拠点のコーディネータ等によるサンプル調査等によるフォローアップ |
| | (17) 小規模企業経営支援情報・金融連携事業(委託) | △ 経営支援・融資審査情報等を蓄積し、上記事業に活用可能なツールとすることを旨とする。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ データベースを活用し経営指導・マル経融資等を行った企業等に対する調査 (指標) ・ データ件数 |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとする効果の明確性 | 検証を行う時期の特定 | 効果の把握の方法の特定性 |
|------|-----------------------------|--|------------------------------------|--|
| | (26) 中小企業連携組織対策推進事業費補助金(補助) | ○ ①中小企業組合に対する指導件数25,100件以上(会員組合の80%以上)を目指す。 ②中小企業組合に対して先進事例等の情報提供5種8,000部を目指す。 ③組合の新事業展開等に対する助成事業の事業終了時点での達成度について、助成先組合の70%以上を目指す。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 各事業年度終了後、各都道府県中央会及び助成先組合より当該年度の事業の進捗状況の報告を受けることとする。 (指標) ・平成24年度において以下を達成する。 ①中小企業組合に対する指導件数(累計)125,500件以上(各年度会員組合の80%以上) ②中小企業組合に対して先進事例等の情報提供(累計)25種類40,000部以上 ③組合の新事業展開等に対する助成事業の24年度終了時点での達成度について、助成先組合の70%以上 |
| | (31) 中小企業IT経営革新支援事業(委託) | △ 中小企業の生産性向上、または製品安全、環境規制、災害等への対応能力の強化を図るため、EDIと基幹業務が有機的に連携し、かつ中小企業の現場に適した効率的なITネットワークシステムの構築を支援する。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 中小企業者に対するヒアリング、アンケート等。 (指標) ・IT新改革戦略に盛り込まれた「平成22年度までに、基幹業務にITを活用する中規模中小企業(年間売上高5億～20億円を想定)の割合を60%以上とする。また、平成22年度までに、中小企業の取引先のうち電子商取引を実施する企業の割合を50%以上とする。」を達成する。 |
| 22 | 経営安定・取引の適正化 | | | |
| 24 | 地域経済の活性化の推進 | | | |
| | (7) 地域新事業創出発展基盤促進事業委託費(委託) | △ コミュニティビジネス(以下「CB」)が自立的・持続的なビジネスとして確立していくための事業環境を整備し、地域新事業創出発展基盤促進事業費補助事業との相乗効果により、コミュニティビジネスの創出を加速化させる。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 地方自治体や投資機関、企業のCSR部門、協議会へのアンケート (指標) ・3年後に、地方自治体の行政パートナーとしてCBが選定されるケースの増加 ・3年後に、CBに対する投資機関の支援件数の増加 ・3年後に、企業のCSR活動のパートナーとしてCBが選定されるケースの増加 ・これらの選定、投資にあたって本事業で策定した適正評価指標や情報公開ガイドラインを基準とした割合 ・協議会活動によって育成され、また支援を受けたCBの数 |
| | (8) 地域新事業創出発展基盤促進事業費補助金(補助) | △ CBのビジネスモデルの構築、事業ノウハウの獲得及びネットワークを提供する地域の中間支援機能を構築するとともに、CBの自立・持続可能かつ地域で効果を実証されているビジネスモデルの他地域展開による分野別ビジネスノウハウの全国への拡大を図り、地域新事業創出発展基盤促進委託事業との相乗効果により、コミュニティビジネスの創出を加速化させる。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ コミュニティビジネスの実施主体等から聴取する。 (指標) ・事業によって生み出されたコミュニティビジネスの数、社会起業家の数、地域における雇用者数、地域における新たな所得 |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとする効果の明確性 | 検証を行う時期の特定 | 効果の把握の方法の特定性 |
|---|---|------------------------------------|---|--------------|
| 5. エネルギー・環境政策 | | | | |
| 25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保 | | | | |
| (16) 産油国産業協力等事業(補助) | ○ 産油国における産業振興、教育の高度化、環境対応能力の向上等に寄与し、産油国における我が国のプレゼンスの増大、産油国との関係強化を図り、もって我が国のエネルギー安定供給の確保を図る。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 定期的な事業実績・見込の報告(指標) ・2030年までに、我が国の自主開発比率を引取量ベースで40%程度に引き上げることを目指す。 | |
| (29) 探鉱・資産買取等出資事業(出資金) | ○ JOGMECを通じた我が国開発企業等への出資・債務保証によるリスクマネー供給支援を行うことにより、石油・天然ガスの探鉱・開発等を促進し、我が国の資源の安定供給確保とともに自主開発比率の向上を目指す。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 定期的な事業実績・見込の報告(指標) ・2030年までに、我が国の自主開発比率を引取量ベースで40%程度に引き上げることを目指す。 | |
| (31) 債務保証基金出資事業(出資金) | ○ JOGMECを通じた我が国開発企業等への出資・債務保証によるリスクマネー供給支援を行うことにより、石油・天然ガスの探鉱・開発等を促進し、我が国の資源の安定供給確保とともに自主開発比率の向上を目指す。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 定期的な事業実績・見込の報告(指標) ・2030年までに、我が国の自主開発比率を引取量ベースで40%程度に引き上げることを目指す。 | |
| (48) 備蓄事業振興補助金(補助) | △ 原油の一層の安定調達に寄与する特定の原油について、安定的に輸入が行われるようになること。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 事業者に対する利用動向調査(指標) ・本支援措置の対象となる特定の原油の輸入量 | |
| (65) 石油ガス流通合理化調査のうち、石油ガス用FRP容器実用化調査(委託) | △ LPガス用FRP容器を実用化する。これにより、LPガス液量管理の容易化、容器重量の軽量化、耐腐食性の向上により、販売事業者の販売に係る合理化・効率化、配送費用低減につなげる。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 調査委員会に出席し、モニタリングを行う。(指標) ・LPガス用FRP容器の製造基準、検査基準及び使用基準に係る技術基準の根拠データ | |
| (70) LPガス自動車等導入促進事業(補助) | ○ LP ガス自動車の普及(800台/年)により、LP ガス自動車の普及を加速させ、地球温暖化に資するものとする。 LP ガススタンドの設置(3ヶ所/年)により、上記の普及を支援するものとする。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 審査委員会等に出席し、モニタリングすると同時に、交付状況・自動車保有統計によりモニタリングする。(指標) ・LPガス自動車の普及(800台/年)、LPガススタンドの設置数(3ヶ所/年) | |
| (85) 海外炭開発高度化等調査事業(補助) | △ 各種調査や情報収集・交換事業で得られた結果を活用し、我が国民間企業の投資・開発を促進する。また、政府間政策対話、要人との会談の場において、相手国政府に必要な環境改善の申し入れ等を行い、石炭の日本への安定供給を図る。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 年に1回ずつ公開で開かれる、中間報告会と事業報告会において傍聴者からアンケートを実施。その有用性と改善案等を収集。(指標) ・時事に即した調査、アウトプットを行う。 | |
| (83) 海外地質構造調査事業(補助) | ○ 実施プロジェクトの開発移行率を15%以上とすることを目標とする。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 年に1回ずつ公開で開かれる、中間報告会と事業報告会において傍聴者からアンケートを実施。(指標) ・開発移行率15%以上 | |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとする効果の明確性 | 検証を行う時期の特定 | 効果の把握の方法の特定性 |
|------|------------------------------------|---|------------------------------------|---|
| | (89) 国際資源開発人材育成事業委託費(委託) | △ ・大学、大学院において、資源開発に関するカリキュラム及び実施手法を確立することを目標とする。 ・資源開発に関するカリキュラム及び実施手法の評価、普及、実行支援を行うためのフォーラムを設置する。 ・上記取組を通じ、我が国のエネルギー安全保障の強化を図る。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ カリキュラムを開発実証する大学、大学院からのヒアリング 実証カリキュラムを受講する学生からのヒアリング フォーラム参加者からのヒアリング(指標) ・ 確立されたカリキュラム及び実施手法に関する成果の納入状況 ・ フォーラムの開催状況 |
| | (92) 大水深域における石油資源等の探査技術等基礎調査(委託) | △ 大陸棚延長申請(平成21年5月までに申請)に寄与するとともに、将来的な海洋石油資源等の開発・利用に資する。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 「大陸棚調査評価・助言会議」において評価及び助言を得るとともに、毎年度、数回、大水深探査技術検討委員会及び同専門部会を開催し、適宜見直しを実施。平成24年度には、資源ポテンシャルマップの作成等により、必要なデータが取得できていることを確認する。(指標) ・ 海域調査日数 ・ 地形航走距離(海里) ・ サンプリング数 |
| | (94) 国際石油需給体制等調査研究等委託費(委託) | △ 各国のエネルギー情勢やエネルギー政策等についての調査・分析結果を我が国のエネルギー政策の企画立案に役立てるとともに、国際会議におけるアジェンダ設定や発言力確保に役立てる。また、その成果を各種国際ワークショップ等の場でも発信していく。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | △ 事業実施時に把握(指標) ・ 調査の結果えられた資源エネルギーに関する国際関係や諸外国のエネルギー情勢・政策に関するデータ・情報を、基礎データ集にまとめ、省内及び在外の関係者に配布し、情報の共有化を図る。各種国際ワークショップ等への発信数。 |
| 26 | エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用 | | | |
| | (27) DME燃料利用設備導入促進補助金(補助) | △ DME燃料利用設備の普及により、DME燃料の初期需要を創出させることにより、DMEの廉価かつ安定的な供給の確保に資する。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 審査委員会等に出席し、モニタリングする。(指標) ・ DME燃料利用機器等の導入数 |
| | (28) 地域新エネルギー等導入加速化支援対策事業(補助) | ○ 新エネルギー等導入について積極的に支援することにより、新エネルギー利用等の加速的な導入促進を図り、我が国の新エネルギー等供給力の強化を図り、今後、環境・エネルギー技術力を一層強化し、国内外における環境・エネルギー市場の拡大を実現する。 また、京都議定書目標達成計画(2005年4月閣議決定)において、2010年までに1,910万kl(原油換算)の新エネルギー導入目標が掲げられている。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 新エネルギー等の導入状況について、NEDO等関係機関に対しモニタリングを行う。(指標) ・ 地方自治体や民間事業者による先進的な設備の導入実績/新エネルギー導入量(原油換算) |
| 27 | 省エネルギーの推進 | | | |
| | (14) 自動車燃料消費効率改善システム導入促進事業費補助金(補助) | △ 石油機器以降エネルギー需要の増加が著しい運輸部門では、特に自動車のエネルギー消費量の削減が求められていることから、アイドリングストップする自動車を広く普及させ、運輸部門における省エネルギーを促進する。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 事業実施主体からの補助件数の報告 本補助金を利用した事業者等より燃費改善効果のヒアリング(指標) ・ アイドリングストップ自動車の補助金利用台数 |
| | (24) エネルギーサービス事業債務保証機関基金補助金(補助) | △ 年間のESCO事業の件数のうち、契約年数が長く、かつ、契約額の大きいもの、又はユーザーが中小企業であるものの割合を、現状よりも有意に高める。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ ESCO事業者を対象とするアンケート調査による(指標) ・ 債務保証制度を活用した契約件数の数(金額) |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとする効果の明確性 | 検証を行う時期の特定 | 効果の把握の方法の特定性 |
|------|-----------------------------------|--|------------------------------------|--|
| | (27) 省エネ法執行システム運用業務委託費(委託) | △ 省エネ法（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」）の適正な運用の確保。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 省エネ法に基づく定期報告への活用状況及び省エネ・リサ法（「エネルギーの使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」）に基づく省エネ促進事業計画の申請（承認）件数を集計することにより計測。 (指標) 省エネ法に基づく定期報告書の活用状況と省エネ・リサ法の省エネ促進事業計画の申請（承認）件数 |
| | (28) エネルギー使用合理化希少金属資源開発推進基盤整備(委託) | △ レアメタルを対象とした賦存量調査等の探鉱基盤調査を行い、レアメタルの安定的な供給の確保を図る。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 定期的に開催される成果報告会や連絡会での報告及び第三者を交えた評価委員会の開催。 (指標) ・調査地域数、鉱種、ボーリング本数及びボーリング延長 ・最終的な計測指標として、開発に至った鉱山数及びそれによる日本向け輸入(供給)実績 |
| | (30) 国際エネルギー消費効率化等協力基礎事業(補助) | △ 中国等のアジア地域を中心とした開発途上国等との協力を強化し、我が国のエネルギーセキュリティの確保、地球温暖化問題の解決に資するとともに、我が国企業の省エネ等に係るビジネスの円滑化に資する。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 研修受講者へのアンケート、専門家受入国、関係者へのアンケート (指標) ・研修生受入人数、専門家派遣人数 |
| | (35) 国際エネルギー機関拠出金(拠出金) | △ IEAは各国との間で①2008年のサミットに提出する省エネ目標設定のための指標のアップデート、②途上国を含めた省エネ目標達成状況に対するレビューを行い、2013年以降のポスト京都の枠組に向け、各国によるセクター別の省エネ目標設定と行動計画を打ち込んでいく。 また、並行して、国際的なフォーラム等の場において、途上国も含めた各国がIEAと連携してセクター別指標を活用した省エネ目標の設定と達成のための行動計画を策定する働きかけも行っていく。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | △ 事業実施時に把握 (指標) ・各国の省エネ目標・行動計画の達成状況についてのレビュー数 ・ワークショップ開催数 |
| | (37) 上海国際博覧会省エネルギー促進情報提供事業委託費(委託) | △ 上海博での我が国の出展を契機として、中国・アジア諸国において省エネルギーに関する我が国の取組みに対する理解と関心を高めるとともに、我が国の優れた省エネルギー・環境技術の普及を促進させることにより、中国・アジア諸国内での省エネルギーに資する行動を喚起し、温暖化ガスの排出抑制、エネルギー需要の抑制、エネルギー需給構造の改善等が図られる。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ (1) 日本館への来場者数を日々把握する。 (2) 来場者に対する定期的なアンケートを実施する。 (3) サイバー日本館へのアクセス数を日々把握する。 (4) サイバー日本館へアクセスした人に対する定期的なアンケートを実施する。 (指標) ・(1) 日本館への来館者数 ・(2) 日本館への来館者が、省エネルギー技術・設備等について十分に理解を深め、体験できたか。 ・(3) サイバー日本館へのアクセス数 ・(4) サイバー日本館へアクセスした人が、省エネルギー技術・設備等について十分に理解を深めたか。 |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとする効果の明確性 | 検証を行う時期の特定 | 効果の把握の方法の特定性 |
|------|---|--|---|---|
| 28 | 原子力の推進・電力基盤の高度化 (17) 地層処分実規模設備整備事業等委託費(委託) (18) 地層処分概念理解促進事業等委託費(委託) | △平成40年代後半を目途とする最終処分開始を目指して長期的な理解促進を念頭におきつつ、当面は幅広い国民各層の理解促進を図る。 △平成40年代後半を目途とする最終処分開始を目指して長期的な理解促進を念頭におきつつ、当面は幅広い国民各層の理解促進を図る。 | △事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 △事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○利用者に対するアンケート等を実施する。 (指標) ・利用者数、利用者の最終処分の概念や安全性に対する理解度 ○利用者に対するアンケート等を実施する。 (指標) ・利用した国民の人数、利用者の最終処分の概念や安全性に対する理解度 |
| 29 | 鉱物資源の安定供給確保 (5) 海外共同地質構造調査事業(補助) (1) 希少金属資源開発推進基盤整備(委託) | △非鉄金属の探鉱・開発の促進を通じ中長期的かつ持続的な鉱物資源の供給源の拡大と多角化を図る。 △レアメタルを対象とした賦存量調査等の探鉱基盤調査を行い、レアメタルの安定的な供給の確保を図る。 | △事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 △事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○定期的に開催される成果報告会や連絡会での報告及び第三者を交えた評価委員会の開催。 (指標) ・調査地域数、鉱種、ボーリング本数及びボーリング延長 ・最終的な指標として、本事業による調査によって開発に至った鉱山数 ○定期的に開催される成果報告会や連絡会での報告及び第三者を交えた評価委員会の開催。 (指標) ・調査地域数、鉱種、ボーリング本数及びボーリング延長 ・最終的な指標として、本事業による調査によって開発に至った鉱山数 |
| 30 | 温暖化対策 (3) 京都議定書基盤整備事業(委託) (7) 温室効果ガス排出削減支援事業(補助) (15) フロン対策調査等事業(委託) | ○本事業を通じて、大企業に比べて取り組みが進んでいない中小企業のCO2排出量の削減を進め、我が国の京都議定書の削減約束(基準年比▲6%)を達成する。 △中小企業のCO2 排出削減量を国内で取り引きする国内版京都メカニズムの導入が可能となる。 △中小企業等におけるオゾン層保護対策及び地球温暖化防止対策を推進し、京都議定書目標達成計画に示された目標の達成等を図るため、以下を行う ・京都議定書目標達成計画における代替フロン等分野の排出抑制目標(基準年比+0.1%)の着実な達成 ・改正フロン回収・破壊法の普及啓発等を通じた業務用冷凍空調機器からのフロン回収率にかかる目標達成計画上の目標値の継続的な達成 ・内外の技術動向等把握による我が国にとって有利な国際交渉の展開と的確な国内対策等の実施 ・気候変動枠組条約に基づく信頼性の高いインベントリ調査の確立・実施 ・我が国企業のフロン分野での優れた環境技術を生かした海外ビジネスの拡大 ・我が国のフロン回収等の制度の海外への紹介 | △事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 △事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 △事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○データベース試行事業、講習会、セミナー等でアンケート調査を実施。 (指標) ・データベース登録件数 ・審査人向け講習会の開催回数・参加人数 ・制度説明セミナーの開催回数・参加人数 ○採択事業者は、CO2排出削減設備の導入に伴う各種データ(削減CO2量、省エネ量、費用対効果)をNEDOに提出するが、NEDOにおいてこれらデータをモニタリングする。 (指標) ・採択事業件数 ・省エネ量(KL/年) ・削減CO2量(t/年) ・費用対効果 ○産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会における京都議定書目標達成計画等に基づく代替フロン等3ガス排出量のフォローアップ、回収率実績等 (指標) ・代替フロン等3ガス分野の排出削減量 ・業務用冷凍空調機器にかかるフロン回収率 |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとする効果の明確性 | 検証を行う時期の特定 | 効果の把握の方法の特定性 |
|------|--|--|---|--|
| 31 | <p>資源循環推進</p> <p>(1)資源循環推進調査(委託)</p> <p>(2)資源生産性向上連携促進事業(委託)</p> | <p>○ 1. 法律の円滑な施行</p> <p>①資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資する。</p> <p>②指定法人における委託契約事業者の増加、再商品化費用の効率化、再商品化に係る環境負荷の低減を図る。</p> <p>③各種法制度の政策立案に不可欠な基礎情報を得る。</p> <p>以上を通じて、循環基本計画における物質フロー指標の平成22年度目標値の達成に貢献する。</p> <p>2. 3R技術・システムの実用化、3R製品の市場化資源有効利用促進法や産業構造審議会ガイドラインへの反映を図るほか、循環基本計画の物質フロー指標の平成22年度の目標値の達成に貢献する。</p> <p>3. 国際的取組</p> <p>①循環資源の適正な貿易量を確保する。</p> <p>②アジアにおける3R関連の規格やガイドラインの共通化を実現するとともに、現地で製造された再生製品のサプライチェーンへの適用を目指す。</p> <p>③日系進出企業が日本と同様の処理委託が可能な適正に環境管理されたリサイクル施設を整備する。</p> <p>以上を通じて、アジア各国における循環型社会と、アジア域内での資源循環システムを構築し、資源の有効利用を図る。</p> <p>○ (1) サプライチェーン省資源化連携促進事業</p> <p>製品のサプライチェーン全体を視野に入れた環境配慮設計措置による資源投入量の抑制強化策と併せて実施することにより、対象事業者の効果的・効率的な取組の促進及び実効性の確保を図る。これにより、循環型社会形成推進基本計画の物質フロー指標の平成22年度の目標値(約39万円/ト^ン：12年度比4割向上)等の達成に貢献する。</p> <p>(2) 製品3R配慮情報等提供基盤整備事業</p> <p>事業者から提供される3R配慮情報を、消費者の商品選択に資するように、共通の評価基準に基づき比較可能なたちで分かりやすく提供するための性能評価手法を開発することにより、製品の環境配慮性に関する情報が、従来の機能や価格に加え、市場における製品の新たな評価軸となり、事業者の製品の環境配慮への努力が市場で適切に評価され新たな価値を創造すること、それにより触発された事業者の環境配慮への取組が更に新たなイノベーションを生み出す活力となることを目指すことにより、同法の実効性の確保を図る。</p> <p>あわせて、循環型社会形成推進基本計画の物質フロー指標の平成22年度の目標値の達成に貢献する。</p> | <p>△ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。</p> <p>△ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。</p> | <p>○ 環境省発表資料(環境・循環型社会白書)による(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に以下の目標を維持・達成する。 ⑥ 一般廃棄物のリサイクル率：24%(平成16年度：17.6%) ⑦ 産業廃棄物のリサイクル率：47%(平成16年度：51%) ⑧ 資源生産性：約39万円/トン(平成16年度：33.6万円/トン) ⑨ 循環利用率：約14%(平成16年度：12.7%) ⑩ 最終処分量：約2,800万トン(平成16年度：3,500万トン) <p>○ (1) サプライチェーン省資源化連携促進事業</p> <p>事業の中で、案件毎に定量的な効果の評価を実施</p> <p>(2) 製品3R配慮情報等提供基盤整備事業</p> <p>実証実験時の利用者に対するアンケート</p> <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1) サプライチェーン省資源化連携促進事業 診断・評価の実施件数、実施案件における資源投入量削減量 ・ (2) 製品3R配慮情報等提供基盤整備事業 実証実験における情報提供ツールの利用件数 |
| 32 | <p>環境経営・競争力の強化</p> <p>(3) 中小企業等環境配慮活動活性化促進事業(委託)</p> | <p>△ 1. グリーン・サービサイジング・ビジネスでは、モノの販売からサービスの提供に転換した場合の環境負荷低減効果の把握が課題となっている。</p> <p>2. このため、実証事業を通じて、エネルギー使用量、CO₂排出量、マテリアルリサイクル(資源生産性)の評価システムを開発する。</p> <p>3. 2の成果を普及啓発することにより、グリーン・サービサイジング事業の環境負荷低減の評価を効果的に行うことを支援する。</p> <p>4. 以上のことから、グリーン・サービサイジング・ビジネスを指向する事業者の取組を促す。</p> | <p>△ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。</p> | <p>○ 有識者による推進委員会を設置。本省、地方局、推進委員による公募審査や、委員会、現地での地方会議等により事業の進捗状況や成果を把握する。</p> <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品のライフサイクルにおける、投入資源や環境負荷による地球への環境影響を、定量的に評価する方法であるLCA(ライフサイクルアセスメント)評価等による、サービシ化する際の環境負荷低減効果。 ・ グリーン・サービサイジング産業の市場規模等。 |

| 整理番号 | 政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業) | 得ようとする効果の明確性 | 検証を行う時期の特定 | 効果の把握の方法の特定性 |
|------|-----------------------------|---|------------------------------------|--|
| | (5)環境負荷低減国民運動支援ビジネス推進事業(補助) | ○ 1. 重複・無駄のない効率的な体制を整備する。 2. 環境調和ビジネスの当該地域での普及と共に、他の地域に応用可能なネットワークシステムの構築を図る。 3. 大学における環境学部等の学生が、実務的なノウハウを有する環境専門家を養成する。 4. 京都議定書の目標達成(CO2を6%削減)に向けた地域ぐるみの国民運動を展開する。 | △ 事前評価実施後、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行う。 | ○ 事業の中に、中間報告会、成果発表会を組み込み、モニタリングする。 (指標) ・平成22年度までに全国30地域において協議会が設置される件数を年度ごとに計測 |
| | (9)環境負荷物質対策調査(委託) | ○ 環境負荷物質対策について、以下のとおり事業目標の達成を目指す。 (1)パーゼル事前相談業務：平成20年度2万件超と予想される事前相談について、的確かつ効率的に実施するために、事前相談業務の民間委託を適切に進める。 (2)揮発性有機化合物(VOC)：平成22年度までにVOC排出量が平成12年度比3割削減となるよう、規制及び自主取組のベストミックスにより、排出削減目標の達成を目指す。 (3)二酸化窒素(NO2)：自動車NOx・PM法の対策地域において、平成22年度までに環境基準の達成率をほぼ100%とする(平成17年度は85.1%) (4)光化学オキシダント(Ox)：平成17年度で一般局で環境基準達成率は0.3%である。平成22年度までに環境基準達成率3%を目指す(平成17年度は0.3%) (5)一律排水基準の適応(水質)：ほう素、ふっ素、窒素については、電気メッキ業等26業種について業種毎に暫定排水基準(ほう素：50～500ng/l、フッ素：10～50mg/l、窒素：150～4000mg/l)が設定されており、平成22年6月までに一律排水基準(ほう素：10ng/l、フッ素：8mg/l、窒素：100mg/l)を達成するための方策について検討を行う。 (6)土壌汚染：社会問題として顕在化しつつある土壌汚染につき、対策の方向性の検討を行う。 | ○ 平成26年度 | ○ 下記計測指標の中間評価を平成23年に、事後評価を平成26年に実施する。 (指標) ・環境負荷物質の排出量、濃度 ・大気汚染物質の環境基準達成状況 ・ほう素、ふっ素、窒素等の暫定排出基準達成状況 |
| 合計 | | ○=15 △=47 | ○=1 | ○=54 △=8 |

(注)1 経済産業省の「平成19年度予算概算要求等に係る事前評価書」を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(事業評価(事前)関係)の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

| 欄 名 | 記 載 事 項 |
|--------------------------|--|
| 「整理番号」欄 | 評価書の記載番号（「政策評価に係る政策・施策体系（平成 20 年度予算概算要求時）」）に基づき記入した。 |
| 「政策（施策及び施策に含まれる手段たる事業）」欄 | 評価対象とされた施策の名称及び目的並びに施策に含まれる手段たる事業（平成 20 年度予算概算要求時における 1 億円以上の新規要求事業）の名称を記入した。 |
| 「得ようとする効果の明確性」欄 | <p>政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。</p> <p>得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」は明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p> |
| 「検証を行う時期の特定」欄 | <p>事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。</p> <p>当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「○」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「△」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「－」を記入した。</p> |
| 「効果の把握の方法の特定性」欄 | <p>事後的検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。</p> <p>政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。</p> |